

附 「接続ルールの見直しについて」第一次答申（草案）（平成12年11月17日公表）に対する意見（同11月17日から12月4日迄募集）及びそれに対する考え方

【意見提出者（五十音順、括弧内は本文で用いた略称）】

（1）電気通信事業者

イー・アクセス株式会社（イー・アクセス）
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（NTTコミュニケーションズ）
エムシーアイワールドコム・ジャパン株式会社（MCIワールドコム）
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（NTTドコモ）
株式会社ディーディーアイ（KDDI）
グローバルアクセス株式会社（グローバルアクセス）
ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー株式会社（C&W IDC）
東京通信ネットワーク株式会社（TTNet）
東京めたりっく通信株式会社（東京めたりっく）
西日本電信電話株式会社（NTT西日本）
日本テレコム株式会社（JT）
日本電信電話株式会社（NTT持株）
東日本電信電話株式会社（NTT東日本）
レベルスリー・コミュニケーションズ株式会社（レベルスリー）

（2）個人

筒井 多圭志（筒井）

【凡 例】

草案の該当箇所	
意見・質問 (意見・質問提出者)	考え方

第 章 現状	
意見・質問	考え方
(なし)	

第 章 指定電気通信設備の範囲
第 1 節 移動体通信事業者の設備の扱い

3 考え方 (2) 指定電気通信設備に移動体通信事業者設備を含めることの是非	
意見・質問	考え方
<p>意見 1 移動体通信設備は不可欠設備とは言えないということに異論なし。</p> <p>1 指定電気通信設備に移動体通信設備を含めることの是非について、今回の答申案では、 「移動体通信事業者の設備は、次の理由から不可欠設備とは言えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動体通信市場においては、固定網とは異なり、電気通信設備を設置する事業者が地域単位に3以上存在すること。 ・固定網とは異なり、複数の移動体通信事業者が加入者回線を含め自ら設備を構築しており、加入者線を含めたネットワークの代替性が存在していること」 <p>と明確に規定しています。 これは、前回(10月25日)申し上げました当社の意見と同様であり、異論はもとよりございません。 (NTTドコモ)</p>	<p>考え方 1</p>
3 考え方 (3) 移動体通信市場における市場支配力等に着目したルール	
<p>意見 2 - 1 支配的事業者規制を移動体通信市場に適用した場合、ユーザや事業全体に対し、どのようなメリットがあるのか全く理解できない。</p>	<p>考え方 2 - 1</p> <p>(1) 「移動通信」市場において、例えば、市場支配力を有する事業者</p>

2 今回の答申案では、
「当該（「市場支配力」を有する）事業者との接続が他事業者にとっては不可欠とまでは言えないものの、市場価格などに左右されないだけの力を持つ当該事業者が、その地位を濫用して不当な差別的取扱いや原価を上回る料金を設定することによって競争阻害的な行為を行わないことを担保し、その透明性を確保することが求められる。」
とし、「支配的事業者」に関するルールを新たに設ける必要があるとしています。

今回の答申案では、「移動体通信市場において市場支配力を有すると認定」される事業者の存在を前提としています。

支配的事業者規制を移動体通信市場に適用した場合、ユーザや移動体通信事業全体に対し、一体どのようなメリットが生じるのか、これにより現状以上に公正競争が一層促進することに本当になるのか、当社として全く理解できない状況にあります。

今後、具体的な条件を策定し、規制対象を決定するにあたっては、規制により得られるメリットとデメリットを具体的に明確化することが必須と考えます。

その際、単に事業者間のシェア調整を意識した規制ありきの議論に終始し、ユーザ利便性向上の観点欠落することがないように、常に留意する必要があると考えます。

（NTTドコモ）

3 既に競争が十分進展している移動体市場においては、設備のボトルネック性がなく、接続協議における支配的地位の濫用等を懸念する必要がないため、接続ルールにおける非対称規制を導入することは不要。

なお、EU指令においては支配的事業者であっても接続協定及び事前許可制がないことを考慮して、全ての事業者に対して認可制を届出制に変更することが望ましい。

（NTT持株）

意見2 - 2 市場支配力に着目したドミナント規制は指定電気通信設備との接続に関する規制と同等のものとするべき。

4 接続ルールの整備にあたり、公正有効競争を担保するた

がPHS事業を行っているときには、その事業者が自らと競合する他のPHS事業者から支払いを受ける接続料を恣意的に高いものに設定することで、競合するPHS事業者を移動通信市場から不当に排除することも可能になるものと考えられる。

これはいわば、卸と小売とを兼ねている事業者が、自身の卸売価格を操作することで、競合する小売業者を市場から排除するというものであって、このような行為が行われた場合には、これは市場支配力を濫用したことにあたると考えられる。

(2) このような市場支配力の濫用が行われた場合には、競争が阻害されることを通じて移動通信事業の活性化が阻害され、利用者の提供条件の低下が生じかねないと考えられる。従って、市場支配力の濫用が行われないことを担保することは事業全体にとっても利用者にとってもメリットがあることと考えられる。

(3) 接続料を市場動向から離れて設定できるような市場支配力を有する事業者は上記のような市場支配力の濫用の潜在的な能力を有することになり、接続料に関する協議の長期化事例も見られるので、第一次答申（草案）においては、移動通信市場において市場支配力を有する事業者には接続約款の策定と公表とを義務付ける旨が記載されている。

(4) これは、例えば上述のような市場支配力の濫用による競争阻害行為がなされることがないように、接続料や接続条件について透明化して、市場内外からの監視が可能であるようにしようというものであり、意見招請において各事業者から提示されている要望内容にも沿っているものと考えられる。

考え方2 - 2

市場支配力を有する事業者について接続ルールを整備する際には、接続条件等の透明性確保等の観点から

めの最低限必要な規制として従来のボトルネック設備に着目した規制に加え、事業者の市場支配力に着目したドミナント規制の導入が必要であると考えます。

ボトルネック設備に着目した規制については、基本的には従来行われている指定電気通信設備を保有する電気通信事業者に対する規制を継続することが適当です。

これに加えて、市場支配力を有する事業者との接続において非対称規制を課し、指定電気通信設備を有する電気通信事業者と同等の規制を課すことが必要です。答申案では、『「不可欠設備」に係るルールが、一般の支配的事業者に関するルールに加えて適用されるという関係にある。』（P.10）とありますが、当社はこの意見に賛同することはできません。利用者に対し魅力的なサービスを提供するにあたり、大きな市場シェアを持つ事業者との相互接続は不可欠であり、利用者にとっての代替性はあったとしても、事業者にとっては不可欠な設備と言える状況にあります。このため、市場支配力を有する事業者に対しても、単に他事業者の接続要請に対する接続の義務を課すだけでなく、以下の不可欠設備を有する事業者と同等の接続に係る義務を課し、当該事業者との間で公正妥当な接続が行われること及び当該事業者の独占性に起因する非効率を排除することを担保することが適当と考えます。

接続約款の作成義務及び認可
長期増分費用方式を用いた接続料の算定
接続に係る会計情報の公開義務
(C & W IDC)

ルールを設けていく必要があると考えられるが、指定電気通信設備を設置しない場合には、例えば、アンバンドルされた機能毎の接続料を設定したり長期増分費用方式を導入するといった、設備の不可欠性に着目した措置を行わなければならない必要性までは認められない。

なお、市場支配力を有する事業者たることの要件については、「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての特別部会」における議論を踏まえていく必要がある。

意見3 支配的事業者と非支配的事業者との規制の格差が大き過ぎるのではないか。

考え方3

(1) 第一次答申（草案）において提

5 今回の答申案並びにIT競争政策特別部会の一次答申案における趣旨は、支配的事業者に対しては現行レベルの規制を残す一方、非支配的事業者に対しては、規制緩和することで、規制レベルに差を設けることと理解しています。

しかし個々の規制項目について検証すると、改めて競争的行為をルール化する。接続約款の作成・公表義務を義務づけ、認可手続を透明化する。情報開示義務で子会社等との取引状況等報告、役務別会計情報の基本サービス/付加サービス分離を新たに付加するといったことが検討対象とされるなど、支配的事業者に対して現行レベル以上の規制につながるおそれが高いと考えられ、非支配的事業者との格差が大きすぎるのではないかという疑問があります。これは、規制緩和の流れに逆行しかねないことから、見直しが必要と考えます。

また、移動体通信市場については、競争の実態や海外の状況から支配的事業者規制の対象外と考えられ、あまねく規制緩和が必要と考えます。

(NTTドコモ)

言している、移動通信市場における市場支配力を有する事業者に関する接続ルールでは、個別の接続交渉から個々の接続協定の締結に到る過程を各社と逐次繰り返すことを省略することで、接続の迅速化と手続の簡素化が図られること、接続事業者間の公平性と接続条件の透明性の担保が出来ること、接続料の水準を適正なものとする事が担保されることから、接続約款を作成して認可を受けることとしている。これにより、従来例えば国際事業者と移動通信事業者との間で接続料をめぐる交渉が長期化したような事態の解消が期待される。

(2) このように市場支配力の差に応じて規制に格差を設けることは欧米にも見られる一般的な考え方と考えられる。

意見4 ドミナント規制を伴う接続ルールの導入とともにそれ以外の規制を廃止すべき。

6 接続ルールの整備にあたり、電気通信事業分野の革新速度に合わせ、各電気通信事業者の機動的なネットワーク構築を可能とすることが求められます。このためには、接続及びネットワークの構築に係る規制を最小限のものとし、自由な接続ルールを保証することが前提となります。

この自由な接続を保証するルールにおいては、公正有効競争条件を確保するためにボトルネック設備をもつ事業者及び市場支配力を有する事業者についてのみ規制を課し、その他の接続については相互接続協定の認可等の規制を廃することで、事業者が自己の経営判断に基づく機動的なネットワーク構築を行うことを可能とし、電気通信分野の競争への対応を可能とすることが適当です。このようにして、ネットワークの「保有者」及びその「利用者」という基本的な関係に立脚し、ドミナント規制以外の規制を廃した接続ルールとすることが適当と考えます。

既存の電気通信事業法においては、第一種・第二種という設備に着目した事業区分に基づき電気通信事業者に対する規制が行われていますが、ドミナント規制を伴う接続ルールの導入とともに、これを見直すことが適当です。具体的には、以下の点を理由として第一種・第二種という事業区分を撤廃することが適当です。

最小限の規制をもつ接続ルールを目指す上で、ドミナント規制とはフェーズの異なる規制を残すことにより、事業者にとって過剰な規制体系となること

すなわち、一種・二種規制を存続することで、回線調達方法が規制されることになり、事業者は、設備保有と賃借などの組み合わせによりネットワークを構成するこ

考え方4

電気通信事業者の区分やキャリアズ・キャリア制度の導入等は、「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての特別部会」の中で検討されている。

「自由な接続ルールを保証することについては、第一次答申(草案)において、「市場支配力を有さない事業者間の接続については、(中略)現行において個別協議の上で接続協定を締結し認可を受けている制度を、一定の条件の下で届出制とし、規制の緩和を行うべき」と提言されているところである。

とが規制され、事業者の経営上最善のネットワークを構築する自由度が制限されること

(中略)

また、「IT競争政策特別部会 第一次答申(草案)」の中で「卸電気通信役務」の新設によるキャリアズ・キャリア制度の導入が求められているところですが、この制度は既存の一種・二種規制の枠組みに立脚したものであり、従来無規制であった非電気通信事業者によるネットワークの提供を規制するものです。したがって、この制度は明らかな規制の強化であり、認められるべきものではありません。

ドミナント規制の対象となる事業者以外の、ネットワークの「保有者」とその「利用者」の関係においては、通常特段の規制を設けず自由な事業活動を保証すべきです。そのためにはこれらの事業者の接続及び回線調達等について、現状の規制を以下のとおり見直すことが適当と考えます。

接続協定の認可及び届出の廃止

現在の第一種電気通信事業者に認められている公益事業特権については、申請に応じて登録等の措置を行うことにより付与する

(C&W IDC)

意見5 市場支配力を有さない事業者の接続協定は全て届出制であるべき。

7 移動体通信市場における事業者間に限らず、電気通信市場における支配的事業者以外の接続協定は、全て届出制であるべきと認識しております。

また、お客様へのサービスを敏速に対応するためにも、届出制につきましては、何らかの期日を設定した事後届出を可能とし、算定根拠につきましては不要とさせていただきます。

(KDDI)

8 本項目は、移動体通信事業に関するものですが、市場支配力を有さない固定系事業者についても、同様に届出化が行われることを明示していただくことを要望します。

(JT)

9 「IT競争政策特別部会 第一次答申(草案)」(H12.11.16、電通審)P11では、「非支配的事業者に対する規制は、より自由な事業展開を可能とし、競争を促進するという観点から、契約約款や非支配的事業者相互の接続協定の認可制を一定の条件の下に緩和し、届出制に改めることが適当である」と述べられておりますので、移動体に限らず、規制緩和をお願いいたします。

(TTNet)

考え方5

第 章第1節3(3) で言及されている「市場支配力を有さない事業者」は、移動体通信のみならず、全ての電気通信事業者の中で市場支配力を有さない事業者について言及しているものであり、誤解を避けるためその旨本答申の本文において明記し、併せて、届出制の実施に際しては、接続料の算定根拠の届出が不要である旨を答申上明記することとする。(第 章第1節3(3))

10 非支配的事業者間の接続協定については答申案のとおり、届出制に改めることが適当と考える。
(レベルスリー)

意見6 エssenシャルファシリティなどの設備に着目した規制を撤廃し、市場支配力に着目した規制のみとすべき。

11 現在の日本の電気通信事業法上で、第一種電気通信事業者には、設備に着目した指定電気通信事業者と非指定電気通信事業者が存在します。指定電気通信事業者は、都道府県の区域ごとに、固定系加入者回線のシェアが2分の1以上で、その県内電気通信設備が他の電気通信事業者のサービス提供に不可欠なエssenシャルファシリティである事業者(即ちNTT地域会社)が該当します。しかし、近年のインターネットに代表される技術革新により、一部の指定電気通信設備を利用した定額インターネットサービスや反競争的な割引サービスをNTT地域会社が独占的に提供しており、このような設備に着目した事業法では規制できなくなっております。

一方、欧米では、設備に着目するのではなく、市場シェアや料金のコントロール力により、支配的事業者を定義しております。例えば、米国では、FCC 83-481にて支配的事業者を“供給量を制限することにより料金を吊り上げる能力、又は、収益を減少させるほど多数の顧客を失うこと無しに、料金を競争的水準より高いレベルに引き上げて維持することができる能力を持つ事業者”と規定しております。

このように諸外国の中でも特異で、国内でも設備に着目した規制に限界や問題が見えている状況で、今後も設備をベースとした規制を続けることは、日本の規制環境は一向に改善することも無く、IT革命による経済成長は実現されないと考えます。

よって、設備に着目した規制を撤廃し、市場支配力と公正競争促進に着目した競争法を早急に導入すべきと考えます。一次答申草案では、指定電気通信設備に着目した規制が市場支配力に着目した規制と共存するような形になっておりますが、IT革命による経済成長の基礎を競争促進におくのであれば、これに呼応した一貫性のある規制(すなわち設備の有無に関わらず市場支配力に着目した規制)がなされるべきであると考えます。

(MCIワールドコム)

考え方6

- (1) 指定電気通信設備の制度があるために「一部の指定電気通信設備を利用した定額インターネットサービス」や「割引サービス」を「規制できなくなって」いるとの意見のようだが、その根拠が明らかではない。
- (2) 第一次答申(草案)ではデータ伝送のために用いられる設備についても指定電気通信設備の対象とすること、定額的な割引料金についてこれを水準において下回る定額の接続料の設定を行うことを提言している。
- (3) 米国の支配的事業者の例が意見では引用されているが、米国においては接続ルールは支配的事業者ではなくて、既存地域事業者(ILEC)などについて設けられている(なお、米国では定額の接続料等についてのルールは設けられていない。)

<p>意見7 エヌ・ティ・ティ・ドコモを支配的事業者とすべき。</p> <p>12 移動体通信事業者の不可欠設備の範囲に関し、平成8年12月19日の電気通信審議会答申以来、移動体通信事業者は基地局間又は基地局と交換局間の伝送路を固定通信事業者の設備を利用し、殆どの通信トラフィックが固定通信事業者との間のものであることから、特別な接続ルールの適用対象外とされてきました。しかし、業界環境の変化により、携帯電話の加入者数が固定電話加入者数を上回る勢いで急成長を遂げており、且つ移動体通信事業者間の通信トラフィックも急増しており、移動体通信事業者への接続は不可欠となっております。このような環境で、NTTドコモは移動体通信市場の約58%（1998年度）のシェアを確保し、発着通信の料金設定権（国際通信は除く）を所持しており、固定通信事業者から移動体事業者への通信料金を移動体事業者から固定通信事業者への通信料金より高額に設定しております。前述の米国での支配的事業者の定義や諸外国で50%以上の市場シェアを有する事業者を支配的事業者と定義していること等を鑑み、NTTドコモは、料金を吊り上げる能力を持ち、固定通信事業者の加入者を上回る移動体通信加入者数を持つ市場でNTTドコモは約58%（1998年度）のシェアを持つことから、支配的事業者の要件を十分に備えていると考えます。 （MCIワールドコム）</p>	<p>考え方7</p> <p>具体的にどの事業者が市場支配力を有する事業者に該当するかについては、その定義と具体的な認定方法を詰めた上で今後決定していく必要がある。</p>
<p>意見8 移動体通信事業者の反競争的行為に対して迅速に対応していただきたい。</p> <p>13a . 移動体通信事業者の設備の取扱いについて 答申案では、移動体の電気通信設備を指定電気通信設備としないことと結論付けています。 確かに「他事業者の事業展開上不可欠であり、また、利用者の利便性の確保という観点からも利用が確保されることが不可欠である加入者回線を相当規模で有する事業者のネットワーク」という定義からすれば、必ずしもそれに当るとは言いきれない面も確かにあります。 しかしながら、今回指定電気通信設備に指定すべしとの意見を述べた事業者のほとんどが、移動体以外の事業者であったことから、固定地域若しくは海外などのネットワークをもつ事業者と市場支配的な移動体事業者との接続等において、問題が生じている、もしくは、今後生じる恐れがあることを意味していると考えます。 移動体の加入者数がまだ、増加していること、移動体によるデータ通信トラフィックが爆発的に増加していることから、そのプレゼンスは今後ますます増大していくものと思われまますので、今回の結論にもかかわらず、引き続き、反競争的な行為が行われないよう監視していただき、また他事業者からの申し立てに対しては迅速に対応いただきますようお願いいたします。</p>	<p>考え方8</p> <p>移動体通信市場において市場支配力を有する事業者の反競争的行為があれば、制度の枠組みを活用して対応していくことが適当と考えられる。</p>

b . 移動体通信市場における市場支配力等に着眼したルールについて

今回移動体事業者で市場支配力のある事業者を規制する手段として、接続約款を作成し、認可を受けるスキームを提案されていますが、そのスキームについては以下の点に留意いただきたいと思います。

- 接続約款の認可や公表のみによって市場支配力のある事業者の反競争的行為に歯止めがかかるかどうかは疑問。
- 接続料金の算定根拠については情報を開示した上で、指定電気通信事業者の約款認可のように他事業者が意見を申し立てる機会を設けるべき。

(イー・アクセス)

3 考え方

(4) 移動体通信事業者設備における長期増分費用方式の導入の是非

意見9 市場支配力を有する移動体通信事業者の接続料をコストベースとするためにLRICを導入すべき。

14 現在、移動体通信事業者は、固定電話加入者数を凌ぐ加入者数へサービスを提供しており、既に固定電話サービスは、移動体通信事業者との接続無しでは顧客獲得が困難となっております。その中でも、上述の理由から支配的事業者と見受けられるNTTドコモとの接続は非常に重要となっており、NTTドコモの接続料金に非効率が含まれている場合は、他の接続事業者に非効率が転嫁されることになり、公正競争を阻害していることとなります。現在、NTTドコモの接続料金は、原価主義をベースに算定され、電気通信設備とは別の販売促進費用等までも接続料金に加算されており、接続事業者にとっては不合理な負担を強いられていると考えております。よって、移動体通信事業者の接続料金の算定根拠については国際比較のような我が国の電気通信産業における競争促進とは整合性の無い議論をするのではなく、支配的事業者と見受けられるNTTドコモの接続料金には、その市場への影響力も鑑み、接続料金の算定には非効率が加算されることの無い、長期増分費用算定方式を導入すべきであると考えます。

(MCIワールドコム)

考え方9

現在の接続料金の認可に際しては原価主義により審査が行われている。その結果、我が国の移動通信事業者の接続料金は諸外国に比べて高い訳でもなく、必ずしも長期増分費用方式を導入することまでは必要ない。

欧米においても、市場支配力を有する事業者について市場支配力を理由として長期増分費用方式を接続料金の原価算定方式として導入している国はない。

実際費用方式による審査の中でも接続料に問題があれば改善が出来るものと考えられる。

なお、意見中、「国際比較のような我が国の電気通信産業における競争の促進とは整合性のない議論をする」との批判があるが、本意見提出者は長期増分費用方式の導入の議論の際には国際比較による意見を展開しており、意見の真意が不可解であ

15 第一次答申（草案）では、移動体通信事業者の設備はポ
トルネットワーク性をもつ不可欠設備ではないと結論づけてい
る。さらに、不可欠設備ではないとしても市場支配力を持
つ移動体通信事業者の場合は、接続交渉において強い交渉
力を持つため、接続約款の作成、認可、公表義務を負うべ
きと言っている。市場支配力を持つ移動体通信事業者に対
して上記のような義務を課すことには賛成するが、他方、
移動体通信事業者設備に係る接続料には長期増分費用方式
（LRIC）を採用する必要性は必ずしも認められないという
結論とは、弊社は意見を異にする。現行の接続料金につい
ては「原価主義」が取られており、国際的に見て移動体の
接続料金はそれほど高くないという理由でLRICを採用する
必要がないと言うが、他の国より接続料金が低いこと、及
び法規上原価主義が取られているはずだということをもっ
てして、当然コストベースで接続料金が決定されていると
考えるのは早計である。移動体事業者であろうと、支配的
事業者と認定された事業者の接続料金についてはLRICを採
用すべきと考える。今回の接続ルールの見直しの議論で、
移動体であり支配的事業者と認定された事業者の接続料金
についてLRICを導入すべきかどうか十分な議論ができない
場合には、この件については来年度も継続審議とすべきで
ある。その間、少なくとも移動体の支配的事業者の接続コ
ストの検証ができる制度を作るべきだ。また、現行の指定
電気通信事業者の接続約款について行っているように、移
動体の支配的事業者の接続約款の認可にあたっては、接続
約款案を公表して広く意見を求める手続きをとるべきであ
る。
（レベルスリー）

3 考え方
(5) 料金設定権の考え方

意見10-1 料金設定権について事業者間の協議結果を
尊重することに賛同。

16 今回の答申案では、移動体通信に関する料金設定権につ
いて、
「現状では、利用者料金の設定をどの事業者が行うかは、
事業者間の協議によって決められることが一般的なルール
となっており、移動体通信分野における現在の料金設定に
ついては定着してきていると考えられ、現時点では、事業
者間のこのような協議の結果を尊重することにも理がない
とは言えないと考えられる。」
とされています。
また、携帯電話事業者の利用者料金の低廉化の努力が必
要とした上で、
「携帯電話事業者において携帯電話発信・固定電話着信の
利用者料金と固定電話発信・携帯電話着信の利用者料金と
に差異を設けて設定（固定電話発信・携帯電話着信の方が
割高となっている。）していることは、双方の通話につい
て使用設備に差がないことを考え併せると利用者にとって
理解しにくいことから、今後携帯電話事業者において、固
定電話発信・携帯電話着信の料金を引き下げる方向で是正

考え方10

料金設定権の所在については、事
業者間協議の結果を尊重するのが一
般ルールとなっている。
なお、エヌ・ティ・ティ・ドコモ
は、平成12年12月1日に通話料
の引き下げを行い、固定電話発信・
携帯電話着信の通話料と携帯電話発
信・固定電話着信の通話料との格差
は事実上解消されている。

していくことが必要と考えられる」

とされています。

(NTTドコモ)

17 移動体通信分野において既に定着している事業者間の協議結果を尊重することに賛同いたします。

なお、NTT東西両地域会社による事業領域を超えた移動体着信通話の料金設定は、日本電信電話株式会社法により規制されているものと理解しております。(本件につきましては、別途、NTTの在り方等と併せて、「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての特別部会」において詳細に検討させていただくものと理解しております。)

(KDDI)

意見10-2 固定通信事業者からの移動体通信事業者への通信に関し、料金設定権を固定通信事業者へ移すべき。

18 現在の移動体通信事業者の発着通信の料金設定権は、国際通信を除き、移動体通信事業者に与えられております。しかし、移動体通信事業者が業界環境の変化により、携帯電話の加入者数が固定電話加入者数を上回る勢いで急増していることに伴い、固定通信事業者からの移動体通信事業者への通信も急増し、固定通信事業者の移動体事業者への通信サービスが経営に与えるインパクトも増大しております。一方、移動体通信事業者は、固定通信事業者への通信料金を高く設定したり、各種の接続形態をパック料金で安価での提供を可能とするサービスを提供しております。現在は、固定通信端末を携帯通信端末に乗換えるケースも増加しており、完全に固定通信事業者と移動体通信事業者は相互に競争状態にあると考えます。仮に移動体通信事業者が展開している全ての接続形態を対象としたパック料金サービスを固定通信事業者が展開しようとした場合、現在重要となっている接続形態の固定端末から携帯端末への料金設定ができなく、このようなパック料金サービス展開が妨げられることとなります。移動体通信事業者(競争事業者)が料金設定権を所持する限り、固定通信事業者はサービス展開が制限され、移動体通信事業者と固定通信事業者間の公正な競争が実現されないと考えます。よって、公正競争上、早急に固定通信事業者からの移動体通信事業者への通信に関し、料金設定権を固定通信事業者へ移すべきと考えます。

(MCIワールドコム)

(その他)

意見 1 1 NTT東日本・西日本の情報開示を進めるべき。

19 指定電気通信設備を無線設備とし、この場合この無線設備と交換設備間の回線のダークファイバー化を前提とすべきと考えます。これにより、加入者回線区間を専用線のコスト体系から速やかに分離させることが可能となり、同時に時分割ベース、ATMベースあるいはIPベースのインタフェースを競争事業者提供可能となり、技術革新の最中において、選択肢を増やすことによって、インタフェースのオープン化を促進できると考えます。
(東京めたりっく)

考え方 1 1

意見の趣旨が必ずしも明確でないが、移動体通信事業者の設備のアンバンドルを議論しているのであれば、このような設備について、現在までのところ伝送装置を介さないようなアンバンドルの事前のルールについて一般的に必要性が認められている訳ではないと思われる。

第 章 指定電気通信設備の範囲
第 2 節 光ファイバ設備の扱い

3 考え方 (1) 光ファイバ設備を指定電気通信設備とすべきか否かについて	
意見 1 2 - 1 光インフラにはボトルネック性は存在しない。	<p>考え方 1 2</p> <p>結論としては既に第一次答申（草案）で記述しているとおりであり、ボトルネック性の検証にケーブル巨長をもって行うのは適切とは言えない。又、キャリアズ・キャリア制度の導入や線路敷設の円滑化といった「今後」「想定される」事象があるとしても、現在ボトルネック性が認められるのであれば、それに対応したルールが必要である。</p>
20(1)光ファイバ設備とメタル設備の競争環境の相違 光インフラについては、現在でも、他事業者はNTTの約 2 倍の距離のアクセス系光ファイバ設備を保有していること、今後、キャリアズ・キャリア制度の導入、線路敷設の円滑化によって更なる参入が想定されることから、電電公社時代に独占的に敷設したメタルとは異なり、設備上のボトルネック性は存在しない。 (NTT 持株)	
意見 1 2 - 2 NTT 東日本・西日本の光ファイバ設備はボトルネック設備と考えられる。	
21 ネットワーク構成要素の中で光ファイバ設備は、既にNTT 地域会社は豊富な光ファイバ設備（中継系、端末系）を広範囲に保有しております。一方、新規通信事業者がネットワーク（中継系、端末系）構築する際には、線路敷設権が十分に整備されていない日本では、膨大な時間・労力・投資を強いられることとなります。また、ネットワークサービスの高速化の要望が増す中で、光ファイバ設備は、高速サービス提供に非常に重要で貴重な不可欠設備となっております。よって、光ファイバ設備は、その貴重性や不可欠性に鑑み、十分に指定電気通信設備に値すると考えます。 (MCIワールドコム)	
22 ご指摘に賛同いたします。特に加入者アクセスへの占有率によって、東西NTTのボトルネック性を検証いただいたことを評価いたします。 (TTNet)	<p>考え方 1 3</p> <p>(1) ケーブル巨長によりボトルネック性がないことを主張した意見 1</p>
23 NTT東日本および西日本の光ファイバ設備は、現時点においても、その敷設の面的広がりにおいてボトルネック設備と考えられるため、指定電気通信設備と捉えることは妥当であると考えております。 (グローバルアクセス)	
意見 1 3 ボトルネック性は通信会社・電力会社等の光ファイバ全保有設備でボトルネック性を測定すべき。	
24(2)ボトルネック性の判断基準	

<p>ボトルネック設備規制の適用の可否は、競争の結果獲得されたユーザ数ではなく、通信事業者・電力会社等を含めた全事業者が保有する光ファイバの設備量（潜在的回線数）を基準に決定すべき。</p> <p>現在の事業法の法文上も、事業者が保有している設備量に着目して規制する体系になっているものと認識。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTTの場合、現時点でユーザが使用している光ファイバーは既設設備の全容量の1割程度であり、この部分だけに着目して設備のボトルネック性を測定することは不適當。 ・ 光のボトルネック性を判断するためには、全事業者の光ファイバの設備量（潜在的回線数）に関するデータを整備することが先決。 <p>（NTT持株）</p>	<p>2 - 1 (20)の主張とは矛盾する主張である。</p> <p>(2) 加入者を収容していない光ファイバ設備は加入者へのアクセス手段となっていないことから、電気通信設備に用いられない可能性も十分にあり、設備量によりボトルネック性を検証することは適當とは言えない。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>意見14 接続協議が不調であるのは料金で折り合わないためであり、接続が円滑に行われていないことが光ファイバ設備を指定電気通信設備とする論拠にならない。</p> </div> <p>25(3) 接続の円滑化と指定電気通信設備規制</p> <p>全ての事業者に課せられている接続義務と、指定設備とするか否かは別の議論であり、接続が円滑に行われていないことが、光ファイバを指定設備とする論拠にならないものと認識。</p> <p>（注）同じ答申草案においても、「接続の請求に応じる義務と、光ファイバ設備を指定電気通信設備から除外するか否かとは別の議論」との記述がある。</p> <p>（NTT持株）</p> <p>26 光ファイバとの接続義務は全ての事業者に課せられているものであり、指定設備とするか否かは別の議論であると考えます。なお、「接続の円滑化」の観点からは、任意に「非指定設備の接続約款」を定めれば足りるものと考えます。</p> <p>他事業者との接続協議が不調となっている事例は、主として提供料金で折り合わないためです。</p> <p>また、光ファイバの芯線全体を提供する場合には、NTT東西では当該芯線の伝送速度の保証・確認や故障検出・通知ができないといった技術面、保守面での環境的課題の具体的な解決方法を整理する必要があり、他事業者の具体的な要望を踏まえて検討していきますが、併せて、「事業用電気通信設備規則」（郵政省令）の見直し等の環境整備も必要と考えます。</p> <p>（注）一次答申草案（p21）においても、「接続の請求に応じる義務と、光ファイバ設備を指定電気通信設備から除外するか否かとは別の議論」との記述がある。</p> <p>（NTT東日本・西日本）</p>	<p>考え方14</p> <p>光ファイバ設備について十分なアンバンドルが行われていないが故に円滑に接続が行われず、事業者のサービス提供に支障が生じているのであり、アンバンドルルールが必須である設備としてこれを指定電気通信設備として捉えるべき有力な論拠となっている。</p> <p>又、光ファイバ設備との円滑な接続が行われない理由が接続料の水準であるとの主張は、接続料についてのルール整備の必要性を裏付けるものと考えられる。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>意見15 光ファイバの設置にあたってNTTが有利な立場にあるわけではない。</p> </div>	<p>考え方15</p>

<p>27(4) 電柱・管路等の設備を保有していることとの関係 電力会社等は既にNTTの約2倍程度の電柱を保持しており、光ファイバの設置にあたってNTTが有利な立場にあるわけではない。 (注) 電力会社の電柱：約2000万本 NTTの電柱：約1200万本 また、光インフラは主に高速インターネット需要に対応して構築していくものであることから、メタルの入れ替えという形態ではなく、電話用のメタルを残置したまま新たに光ファイバを設置する形態が主力になると考えており、他事業者よりNTTが有利な立場にあるとの指摘はあたらない。 今後、線路敷設を円滑化するルールの整備によって、管路等の施設を保有しない事業者の参入も促進されるはずである。 (NTT持株)</p>	<p>電柱の本数のみで線路敷設の基盤が構成されるものでもなく、設備入れ替え以外の形態でも線路敷設の基盤は用いられているのであり、これによって「NTTが有利な立場にあるわけではない」とする主張には論拠が乏しい。 「今後」仮に競争的な状態になっていけば、指定電気通信設備という位置付けからも外れていくことはあると思われる。</p>
<p>3 考え方 (2) 光ファイバ設備への長期増分費用方式の適用について</p>	
<p>意見16 光ファイバを「コストベース」での利用を確保するために、その接続料はLRIC方式に基づくものであるべき。</p> <p>28 「コストベース」での光ファイバの利用を確保するために、接続料金はLRIC方式に基づくものであるべきだ。既存の電話回線にはLRICベースの接続料金が導入されようとしているにもかかわらず、東西NTTの光ファイバの使用料金にLRIC方式が使われなければ、この光ファイバを利用して競争事業者が提供するブロードバンドサービスのユーザー料金が高止まりし、ブロードバンドサービスの発展が妨げられることになると考えられるからだ。LRICは中継伝送共用機能について本年度より導入されるが、中継伝送専用機能及び端末系伝送路設備については実際費用方式が取られるという整理がなされているのは認識しているが、中継系伝送専用機能と端末系伝送路設備について早急にLRICモデルを作成もしくは改定し、LRICベースの接続料金を実現すべきである。 (レベルスリー)</p> <p>29 今後のITの普及は、ユーザ料金の価格によって最も左右されると考えられますが、そのユーザ料金は、ファイバコスト(敷設工事費を含む)が大部分を占めているため、今後ファイバコスト(敷設工事費を含む)を最小限にしていき、ユーザ料金を可能な限り低廉化していくことが重要であると考えます。 従って、長期増分費用方式の適用が行われない部分についても、非効率性を排除するために、長期増分費用モデル研究会の場でモデルを検討し、速やかに長期増分費用モデルを導入すべきと考えます。 また、長期増分費用モデルが適用されるまでの実際費用</p>	<p>考え方16 光ファイバ設備の接続料について、その原価をコストに基づいたものとするために長期増分費用方式の導入が必須である訳ではなく、接続会計結果に基づくことでこれを担保することは可能と考えられる。その上で、長期増分費用方式の導入の可否について今後検討されていくことになるが、第一次答申(草案)ではその際の留意点として、「光ファイバ設備が今後設備投資されていくという点に鑑み、光ファイバ設備に対する相当期間の需要動向が十分見込める状況になって、かつ、事業者の新規投資へのインセンティブを失わせないことに留意してその適用の是非等を判断していくことが望ましい」と述べている。</p>

方式で算定する場合でも、既存インフラ（管路等）を利用することによるインフラ投資コストを除く算定方法、将来需要を見込む算定方法等により、可能な限り低廉なコスト算定を行う必要があると考えます。

（KDDI）

- 30 答申案においては、光ファイバ設備に係る接続料の算定における長期増分費用方式の導入については今後の判断に委ねられています。当社はこの考え方は適当でなく、光ファイバを用いたネットワーク構築及びサービスの促進のために、東西NTTの非効率性を廃した低廉な接続料を実現するため、アンバンドルされる光ファイバ設備に係る接続料については長期増分費用方式を用いて算定することが適当と考えます。メタル回線に係る接続料に関しては、長期増分費用方式による算定が行われているところですが、上述のとおりボトルネック性につきメタル回線と光ファイバを区別する理由はなく、また東西NTTの独占性に起因する非効率を反映したコスト構造にあることが考えられることから、光ファイバ設備に係る接続料金の算定も同様の考え方に基き長期増分費用方式を用いることを答申において明確にさせていただきたく。

このほか、NTT東日本及びNTT西日本においては本年中にも光ファイバを用いた地域IP網との接続を開始するとの新聞報道がされており、他事業者との間の公正競争条件の確保のため、本サービス開始までに光ファイバのアンバンドルが確保されるべきです。

（C&W IDC）

- 31 早期に長期増分費用方式を導入することが必要であると考えております。

（グローバルアクセス）

- 32 事業法上にて既存通信事業者のネットワーク要素（米国通信法第3条の定義）の提供を義務化及び各要素の料金算定にはNTTの非効率が含まれることの無い長期増分費用算定方式（LRIC）の2点が導入されることが重要であり、これらについて法律にて規定すべきと考えます。

（MC Iワールドコム）

- 33 答申案では光ファイバ設備への長期増分費用方式の適用について、「光ファイバが、今後設備投資されていくという点に鑑み、光ファイバ設備に対する相当期間の需要動向が十分見こめる状況になって、かつ、事業者の新規投資へのインセンティブを失わせないことに留意して、その適用の是非を判断していくことが望ましい。」とかかかれています。まず強く要望したいのは、議論を局間の光ファイバと端末光ファイバと明確に分けていただき、それぞれについてその適用の是非を判断いただきたいということです。

局間光ファイバーについてはNTT地域会社は既に整備を終えていること、DWDMなどの技術進歩により、1対のファイバーで伝送可能な容量は比例級数的に増加していることから、「今後設備投資されていく」という認識でとらえるべき設備でないことは明白であります。加えて、局間

<p>ダークファイバの他事業者への提供は、余剰設備の有効活用であり、料金算定においてはその点も十分考慮にいれるべきであると考えます。</p> <p>現状では長期増分費用モデルに局間の光ファイバ設備の接続料金算定ロジックは組み込まれていないので、早急にモデルに組み込み、適用を行う事を要望いたします。 (イー・アクセス)</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>意見 17 中継伝送専用機能及び端末系伝送路設備、専用線についても長期増分費用方式が導入されるべき。</p> </div> <p>34 今回の議論の範囲ではありませんが、中継伝送専用機能及び端末系伝送路設備、専用線（交換伝送機能）についても、以下の理由により長期増分費用が導入されるべきと考えます。</p> <p>専用線（交換伝送機能）について、現在のNTT地域会社専用線のアクセスチャージ（特に局間専用線）は高額であり、インターネットの高速接続等の需要が高まっている状況を考慮すると、専用線アクセスチャージの引き下げにより、ユーザー料金の低廉化を図るべきと考えます。また、接続料金がユーザー料金を上回る例もあり、これを是正する必要もあると考えます。</p> <p>中継伝送専用機能については、ヒストリカルベースで算定される中継伝送機能専用型と長期増分費用方式ベースの中継伝送機能共用型との料金格差が発生し、専用線としてバルクで調達する前者が、呼ごとに利用する後者より高くなるという、不自然な状態が発生します。これにより各社のGC接続の意味がなくなるおそれがあり、そうした場合、NTT地域会社・接続利用者双方にGC接続取り止めに関する変更費用が発生することになり、その結果はユーザー料金に反映されることとなります。</p> <p>端末系伝送路設備については、当該設備がすべてのサービスの足回りとなる上に、今後DSL普及等我が国でのIT革命の推進に向け、ユーザー向け価格の低下が市場からの要請となっていると考えます。 (JT)</p>	<p>考え方 17</p> <p>中継伝送専用機能、端末系伝送機能、通信路設定交換機能など、現段階で長期増分費用方式が適用されない機能については、現在行われている長期増分費用モデルの見直し作業の中でモデル化について検討を行い、その上で長期増分費用方式の適用が検討されていくことになるが、これらの接続料の低廉化自体はこういった基本的な原価算定方式如何に関わらず行っていく必要があり、そのための厳正な審査がなされる必要がある。</p>
<p>3 考え方 (3) 光ファイバを接続の為に設置する義務について</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>意見 18 既に光ファイバが設置されているき線エリアにおいても保有設備で対応できる範囲内での接続義務とすることが必要。</p> </div> <p>35 光ファイバ設備が存在しない場合には、接続義務は無いとした答申草案については賛成するが、既に光ファイバが設置されているき線エリアにおいても、現実に保有する設備量で対応できる範囲内での接続義務とすることが必要。 (光化き線エリアにおいても、保有設備を超える需要が出</p>	<p>考え方 18</p> <p>設備の状態によっては即応できない場合はあり得ると考えられる。</p>

<p>れば、即応できない事情は同じ) (NTT持株)</p> <p>36 中継伝送路設備においても、保有設備を超える需要が出た場合における新たな設備構築による提供については、費用負担方法を含め個別に検討いたします。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>37 既に光ファイバが設置されているき線エリアにおいても、現実に保有する設備量で対応できる範囲内で接続します。 光ファイバの設備量、設備状況(敷設が引込点までか、き線点までか)、き線点から引込点までの状況(距離や道路状況)等の地域事情は全国的に様々であることから、画一的な対応は困難です。光化き線エリアにおいても、保有設備を超える需要が出れば即応できません。 なお、き線点まで敷設されていても、ユーザ宅までの回線敷設において新たな設備構築を必要とする場合は、費用負担方法も含め個別に検討いたします。 (NTT東日本・西日本)</p>	
<div data-bbox="194 952 965 1064" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>意見19 光ファイバの芯線提供には課題の検討が必要であり、併せて、「事業用電気通信設備規則」の見直し等も必要。</p> </div> <p>38 光ファイバの芯線全体を提供する場合には、NTT東西では当該芯線の伝送速度の保証・確認や故障検出・通知ができないといった技術面、保守面での環境的課題の具体的な解決方法を整理する必要がある、他事業者の具体的な要望を踏まえて検討していきますが、併せて、「事業用電気通信設備規則」(郵政省令)の見直し等の環境整備も必要と考えます。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>考え方19</p> <p>ダークファイバについては、専用線設備となることから、NTT東日本・西日本は必ずしも故障検出機能の具備を求められるものでもなく、必要とされる「『事業用電気通信設備規則』(郵政省令)の見直し等の環境整備」の内容が不明である。</p>
<div data-bbox="194 1467 965 1541" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>意見20 光ファイバ設備は、提供可能な場合にビジネスベースで利用を推進する。</p> </div> <p>39 光ファイバ設備が現実に存在し、提供可能な場合には、ビジネスベースでその利用を推進します。 ただし、き線点まで光化されている場合でも、光ファイバの設備量、設備状況(敷設が引込点までか、き線点までか)、き線点から引込点までの状況(距離や道路状況)等の地域事情は全国的に様々であることから、画一的な義務化は困難です。 なお、保有設備を超える需要が出た場合における新たな設備構築による提供については、費用負担方法を含め個別に検討いたします。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>考え方20</p> <p>「ビジネスベース」として行われる現在の対応方法により光ファイバ設備の提供が円滑に行われていないのが現状であり、ルール整備が必要と考える。 なお、き線点まで光ファイバ設備が敷設されている場合であって、保有設備を超える需要が出た場合でも、一般的には追加の費用負担は生じないと考えられる。</p>

<p>意見 2 1 光ファイバ設備が存在する場合にも存在しない場合にも何らかのルールを設ける必要がある。</p>	<p>考え方 2 1</p> <p>NTT東日本・西日本の光ファイバ設備の即応が出来ない地域（饋線点までの光ファイバが敷設されていないために、NTT東日本・西日本において新たな敷設工事を行うため短期間での対応が困難な地域）については、第一次答申（草案）では「このような地域においては、接続請求に応じる義務において即応可能な地域とは異なった扱いとすることが適当である」としたところであるが、NTT東日本・西日本においては、他の事業者の要望に応じ、可能な限り光ファイバ設備の需要喚起に貢献していくことが望まれる。</p> <p>光ファイバ設備との接続に関するルールについては、第一次答申（草案）においては、「必要なルールの作成に向けて、今後広く意見を徴して取組みを行うべきである」としたところであり、早急を取組みを開始する必要がある。</p>
<p>40 第一次答申（草案）P18の「光ファイバ設備を指定電気通信設備とすべきか否かについて」の考え方にもあるように、ラストワンマイルのインフラを所有するNTTが、他の事業者より遥かに容易に光ファイバを設置できる状況にあります。</p> <p>一方で今後のIT革命の成否は、全事業者がいかに需要喚起をおこなっていくかにあると考えます。</p> <p>以上のことから、光ファイバ設備が存在しない場合に接続の義務がないことは、光ファイバ設備を指定電気通信設備とすることを形骸化させるだけでなく、IT時代の推進を妨げるものとなると考えます。</p> <p>従って、現状光ファイバ設備が存在しない区間においては、NTT東西両地域会社が事業者要望を受け入れ、より早く・低料金等の好条件で提供するルールを策定したいいただき、敷設した光ファイバ設備については、接続の義務を課していただきたいと考えます。</p> <p>また、空き容量、リザーブ等に関するルールにつきましても、なんらかのルールを設ける必要があると考えます。（KDDI）</p>	<p>考え方 2 2</p> <p>設備を新たに対応させるための困難性の度合いによって、接続の義務の内容にも相違が生じると考えられ、第一次答申（草案）ではその考え方により提案を行っている。</p>
<p>意見 2 2 光ファイバ設備が存在する場合にも存在しない場合にも何らかのルールを設ける必要がある。</p>	<p>考え方 2 3</p>
<p>41 NTT東日本および西日本は、利用者から申込みがあった場合、現時点で設備が存在しない場合であっても、新たに構築して提供するケースもあることから、公正競争を確保するためには、他事業者から接続要求があった場合において光ファイバ設備が存在しない場合であっても、原則接続義務があるものと捉えることが妥当であると考えております。（グローバルアクセス）</p>	<p>42 東西NTTの光ファイバ設備についてボトルネック性をもつ指定電気通信設備とし、メタルと同じ接続義務をもつという一次答申案の結論に賛成する。10月に提出した弊社の意見書に書いたように、日本は、基本電気通信に関するWTO合意のもとに「主要なサービス提供者」の不可欠設備との相互接続を提供する義務を負っている。光ファイバによる加入者へのアクセスについて東西NTTが高い占有率を持つこと、現在メタル用に持っている管路などの設備を光ファイバ設備の敷設にも使えることから、東西NTTの光</p>

<p>ファイバ設備は不可欠設備といえるので、日本はこのWTO合意の義務を果たすべく東西NTTの光ファイバ設備に接続義務を課すべきである。さらに、WTO合意の主旨に鑑み、東西NTTの光ファイバ設備について中継系、加入者回線にかかわらずアンバンドルすべきだ。したがって、答申案の「端末系伝送路設備、中継系伝送路設備の各々について、伝送装置を介さないアンバンドルされた形態での接続が行われることを早急に確保すべきである」という提言を支持する。新規事業者が、メタル設備だけでなく、光ファイバ設備についても必要なネットワーク要素だけに接続して、既に所有しているネットワークを補完する柔軟性を法的に保証することが重要だ。東西NTTからは光ファイバの提供はノード装置等と組み合わせて提供することが基本であり、ノード装置と組み合わせない場合には「IRU契約」もしくは「賃貸契約」によるという意見が出されたようだが、上記のように東西NTTの光ファイバ設備は不可欠設備であり、不可欠設備を利用することについて、接続とは違って行政が料金・条件等で介入することができない民間企業同士の「IRU契約」や「賃貸契約」を強制するのは不適切である。 (レベルスリー)</p>	
<p>意見24 今後の光ファイバ設置計画の開示が行われることが望ましい。「光ファイバ設備が存在しない」箇所は、配線部分についてはこの限りでないと認識。</p> <p>43 接続事業者にとって、あるエリアでの設備設置時期が分からない場合、当該エリアでの営業活動を適宜始めることはできず、必ずNTT地域会社のサービスが先行することとなります。また、設備設置時期まで個別顧客ごとに複数回、調査依頼（接続要望）を出すことも想定されますが、これはNTT/接続事業者双方にとって煩雑なものとなります。したがって、今後の光ファイバ設置計画の開示が行われることが望ましいと考えます。 なお、「光ファイバ設備が存在しない」箇所は、き線部分についてであり、需要が発生する毎に設置する配線部分についてはこの限りでないと認識しております。 (JT)</p>	<p>考え方24</p> <p>第一次答申（草案）においては、「NTT東日本・西日本においては、接続事業者において光ファイバ設備との接続が速やかに行えるエリアを把握できるように、光ファイバ設備の敷設状況に関する情報開示を速やかに行う必要がある」と述べたところであり、この情報開示の中で、今後の光ファイバ設備の敷設計画についても情報開示が行われる必要があると考えられる。 なお、「光ファイバ設備が既に存在する場合」「存在しない場合」として議論されているのは当該設備の基本的な対応が可能となっている場合、なっていない場合を指しており、例えば、配線設備の存否までをここに含めて議論している訳ではない。</p>
<p>意見25 米国では通信法にアンバンドルについて規定しているのに日本ではアンバンドルに関する規定もない。NTT地域会社の光ファイバ設備は十分に指定電気通信設備に値する。</p> <p>44 本来のアンバンドリングは、市場への早期競争導入と低料金の新通信サービスの展開を促進させるため、新規参入</p>	<p>考え方25</p> <p>我が国では電気通信事業法と接続料規則（郵政省令）によりアンバンドルのためのルールが設定されており、指定電気通信設備たる光ファイバ設備のアンバンドルについてもこ</p>

<p>事業者は銅線ケーブルだけでなく、既存通信事業者の通信設備の全要素を提供することであり、米国では、通信法第251条にて既存通信事業者は非差別にネットワーク要素へのアクセスを提供する義務を規定し、第3条にてネットワーク要素につき設備、装置、設備の特質、機能、容量と定義しております。米国の新規参入事業者には、通信事業に必要な殆どの設備を既存通信事業者からアンバンドル要素として借用している事業者も存在しております。また、その料金算定には提供事業者の非効率要素が含まれていないかたちでの長期増分費用算定方式（LRIC）が導入されております。しかし、日本では米国のようなアンバンドルに関する規定も無いため、参入事業者も少なく、新規参入事業者が短期間に通信事業を展開することができず、従って競争促進の障害となっております。</p> <p>（中略）</p> <p>米国でのアンバンドリング対象要素（参考）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1）銅線、ダークファイバー、大容量回線、構内配線 2）サブループ（ループの一部） 3）ネットワークインターフェース装置（ループ装置と構内配線を接続する装置） 4）市内回線交換機（増幅、圧縮装置も含む） 5）局間伝送装置（ダークファイバーを含む） 6）STPs（Signaling Transfer Points）、CRD（Call-Related Databases）への接続（回線情報、フリーダイヤル、ポータビリティ、運用サービス、先進インテリジェントネットワーク等のデータベース） 7）運用サポートシステム（オーダー、供給、保守、復旧、Billing機能、全てのループ品質情報へのアクセス）（MCIワールドコム） 	<p>れの改正によって対処していくべきと考えられる。</p>
<p>意見26 NTT地域会社の接続の拒否について、理由等の提示を義務づけるべき。また、アンバンドルに関して、管路等の借用につき保守・工事の主体等について法律で規定すべき。</p> <p>45 光ファイバ設備への接続に関し、NTT地域会社にアンバンドリングの要望をした場合、事業法第38条に基き、接続に応じる義務は存在します。しかし、接続する設備の有無に関する情報の透明性が無く、且つ拒絶する場合の合理的理由の提示義務も事業法で規定されていないため、不当な拒絶がなされる可能性が存在します。よって、不当な拒絶を防止するために、光ファイバの空き状況を独立機関が認定・公開（防衛庁向け等の重要回線部分は除く）し、提供を拒否する場合には、書面にて拒否する理由等の提示を義務づけるべきと考えます。</p> <p>また、現在NTT地域会社から管路等を借用する契約は、不公正な条件（例：短期の契約期間、工事主体はNTTに限る、NTTから返還要望あった場合には、1年以内に返還すべき、工事完了まで8ヵ月以上等）の上で承諾せざるを得ない状況が存在することから、アンバンドリングに</p>	<p>考え方26</p> <p>接続の請求に対してこれを断る場合にその理由を提示することについて、接続約款において明示の規定がなく、早急に是正する必要がある。この旨は答申本文にも明示することとする（第4章）。</p> <p>また、管路等の提供については、工事や保守の主体、標準的期間等に関して、電気通信事業法第38条の2第3項第1号二に基づく平成12年9月の省令改正を受けて既に接続約款に所要の規定が設けられている。</p>

<p>関する契約内容に関しては、電気通信事業者のネットワークを構成する要素である重要性を鑑み、保守・工事主体やその範囲、契約期間、提供までの期間等につき、明確に法律で規定すべきと考えます。 (MCIワールドコム)</p>	
<p>意見27 光ファイバ敷設を経済的に行うインセンティブのために長期増分費用方式を導入すべき。オルタナティブとして光ファイバ敷設に競争事業者による自前工事を可能とすべき。</p> <p>46 光ファイバー工法は今後日進月歩と考える。早期に長期増分方式の導入を行い、指定電気通信事業者に対して経済的な設備構築へのインセンティブを構成する必要があると考える。またオルタナティブとして、新たな光ファイバー敷設については、広く競争事業者による自前工事を可能とすべきである。 光ファイバーが存在しない場合には、自前工事による競争事業者設備構築を自動的な選択可能な方法として用意する必要がありと考えます。 (東京めたりっく)</p>	<p>考え方27</p> <p>光ファイバ設備の効率的な構築は進めていくべきと考えられるが、接続料の原価算定方式に長期増分費用を適用することがそれを目的とした施策であるかには疑問がある。 又、光ファイバ設備の敷設を自らの工事で行うことは可能である。</p>
<p>意見28 光ファイバ設備と接続して接続事業者が提供できるサービスに限定がないことを明記していただきたい。</p> <p>47 光ファイバの接続またはアンバンドルにおいて、接続する事業者が提供できるサービス種類については、限定すべきではないことを明記していただきたいと考えております。 (グローバルアクセス)</p>	<p>考え方28</p> <p>いかなる接続においても、それによってどのようなサービスを提供するかは接続事業者の任意によることが基本である。</p>
<p>意見29 端末系伝送路設備又は中継伝送路設備にかかわらずNTT東日本・西日本はアンバンドル設備の接続要望に応えるべき。</p> <p>48 接続希望者が要望した場合には、端末系伝送路設備または中継伝送路設備にかかわらず、NTT東日本および西日本は、アンバンドルされた設備の接続要望に応えるべきであると考えております。 (グローバルアクセス)</p>	<p>考え方29</p> <p>端末系伝送路設備又は中継伝送路設備にかかわらず、接続の義務の範囲内でNTT東日本、西日本は接続の請求に応じなければならない。</p>

「市場支配力を有する事業者」の概念、定義等に関する意見については、当該事項が「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての特別部会」において審議されている事項であり、同様の意見が同部会にも提出されていることから、本答申本欄においては取り上げていない。

第 3 章 指定電気通信設備の範囲
第 3 節 中継系伝送設備等の扱い

3 考え方	
<p>意見 3 0 設備のボトルネック性について、競争の状況を踏まえた基準が必要。</p> <p>49 G C 接続の進展により、 I C / I G S 接続、 N T T 東西の中継伝送路を利用した G C 接続、に加えて 自前伝送路または他事業者の中継伝送路を利用した G C 接続といった、接続形態の多様化が進んでいます。</p> <p>また、中継系他事業者による県内通信市場への参入により、サービス競争も激化し、県内通信市場における N T T 東西のシェアが急速に低下しています。</p> <p>設備のボトルネック性については、サービスの進展と市場の変化に対応できるような基準作りが必要と考えております。よって、単に役務を切り離しただけでボトルネック性の有無を検討するのではなく、設備の代替性に加えてサービス等の競争の状況も踏まえ、ボトルネック設備を判断すべきと考えます。</p> <p>なお、中継系伝送路設備のボトルネック性については、競争の枠組みや市場環境が急速に変化していることから新たな明確な基準が必要です。どのような状況になった場合に N T T 東西の中継系伝送路設備が指定設備の範囲から除外することとなるのかについて、具体的な基準を明確にすべきであると考えております。</p> <p>(N T T 東日本・西日本)</p> <p>50 音声伝送役務について、一次答申草案においてもご指摘いただいているように、 I C / I G S 接続、 N T T 東西の中継伝送路を利用した G C 接続、に加えて 自前伝送路または他事業者の中継伝送路を利用した G C 接続といった、接続形態の多様化が進んでおります。</p> <p>今回のボトルネック性の議論においても、中継伝送路の調達手段の多様化がなされており、市内サービスの競争進展等の競争の枠組みや市場環境の変化に応じて、規制緩和が進められるような基準作りが必要と考えており、設備の代替性に加えてサービス等の競争状況も踏まえてボトルネック設備を判断すべきと考えます。</p> <p>なお、中継系伝送路設備のボトルネック性については、競争の枠組みや市場環境が急速に変化していることから新たな明確な基準が必要です。どのような状況になった場合に N T T 東西の中継系伝送路設備が指定設備の範囲から除外することとなるのかについて、具体的な基準を明確にすべきであると考えております。</p> <p>(N T T 東日本・西日本)</p>	<p>考え方 3 0</p> <p>市販されていること等により競争的に供給が受けられるような電気通信設備で設備の代替性が強いものについては、指定電気通信設備から除外することが適当と考えられる。</p>

<p>意見3 1 - 1 他事業者においてフレッツISDNと同様のサービス提供は可能であり、指定電気通信設備と位置付ける必要はない。</p>	<p>考え方3 1 - 1</p>
<p>51 フレッツISDNは他事業者も容易に調達できるATM専用線と市販のルータ等で構成されています。 また、フレッツISDNのユーザ料金算定上、ATM専用線はユーザタリフを基に算定しており、他事業者においてもルータ等と組み合わせることにより、同様のサービスは提供可能であることから、イコールフットイング上の問題は無いと考えます。 従って、指定設備と位置付ける必要はないと考えます。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>フレッツISDNの提供のために用いている伝送路設備は、「NTT東西で提供しているATM専用線と同じ回線であり、他事業者は相互接続等により利用可能」とか、「ATM専用線はユーザタリフを基に算定」されているとの主張がなされているが、NTT東日本・西日本と同等の条件で同じ回線が利用できることはこれまで如何なる場においても説明がなされておらず、何らの証拠も存在していない。イコールフットイングの確保のためのアンバンドルがなされる意義は大きいと考えられる。</p>
<p>意見3 1 - 2 NTT東日本・西日本の地域IP網を指定電気通信設備としてアンバンドルを行うべき。</p>	<p>考え方3 1 - 2</p>
<p>52 答申案において、「設備のボトルネック性は、...役務の種類と切り離して、ボトルネック性の有無を検討することが適当」(p.24)とされていますが、当社はこれに賛同します。 この考え方に応じて、データ伝送役務に係る設備についても、その設備自体にボトルネック性が認められる場合は指定電気通信設備とすることが適当です。 具体的には、現在NTT東西が整備している「地域IP網」はボトルネック性をもつNTT東西のネットワークにより構成され、かつ接続に対する需要も大きいことから、速やかにこれを指定電気通信設備に指定することが必要です。また、これと同時に、NTT東西と他事業者のサービス提供に係るイコールフットイングを確保するため、当該設備のアンバンドルを行うことも必要です。 (C&W IDC)</p> <p>53 東西NTTの不可欠節設備について、役務に関係なく設備自体にボトルネック性が存在することから、基本的に指定電気通信設備とすることが適当という答申案の見解を支持する。データ伝送役務に使われる設備であっても適切な形でアンバンドルし、他の事業者が公正な条件で当該設備と接続できるようにすべきである。 (レベルスリー)</p>	<p>データ伝送のために用いられる設備については、そのボトルネック制に応じて指定電気通信設備に含め、必要なアンバンドルを確保していく必要がある。 NTT東日本・西日本の「地域IP網」における伝送路設備の機能をどのアンバンドルについて早急に措置を講ずることが必要であり、その旨を答申本文にも明記することとする。 (第 章第3節3(3))</p>
<p>意見3 2 競争的に供給が受けられる局内設備は指定設備に含めないといった明確な基準作りをお願いする。 メディアコンバータは非指定設備とすることが適当。</p>	<p>考え方3 2</p> <p>市販されていること等により競争的に供給が受けられるような電気通</p>

<p>54 本考え方については、賛同いたします。併せて、競争的に供給が受けられる局内設備は指定設備に含めないといった明確な基準作りをお願いいたします。</p> <p>「メディアコンバータ（光信号と電気信号の変換装置）」のような光伝送装置等については、ベンダ等から同様の機能を有する装置が調達可能であり、他事業者自らがNTT東西所有の局舎への設置が可能であるといった場合には、公正な競争を行なうことが可能であることからポトルネック設備とは言えず、非指定設備とすることが適当であると考えます。</p> <p>（NTT東日本・西日本）</p>	<p>信設備で設備の代替性が強いものについては、指定電気通信設備から除外することが適当と考えられる。</p> <p>「メディアコンバータ」等、個別の設備について指定電気通信設備にあたるか否かについては、今後省令や告示において明確にされる必要がある。</p>
<p>意見33 ISDNと重畳可能なDSLモデム等は競争的に調達できるものではなく、指定電気通信設備とすべき。</p> <p>55 答申案において、DSLモデムやルータのような局内設備については、指定電気通信設備に含めない、とされており、その理由として競争的に供給が受けられ、他事業者も容易に設置できることをあげていますが、NTT地域が設置するDSLモデムのすべてが、競争的に供給が受けられるものとは限らないと考えます。</p> <p>現に、NTTはISDNと重畳可能なDSLモデムを開発しており、一部のDSL事業者はその内容について打診を受けていますが、このモデムについては全く情報が開示されておらず、他事業者が競争的に調達できる環境となる保証は全くないのが現状です。</p> <p>従いまして、DSLモデムもしくはルータといった設備であっても、国際標準ではない方式の設備については指定電気通信設備とすべきです。</p> <p>（イー・アクセス）</p>	<p>考え方33</p> <p>DSLモデム等の局内設備であっても、競争的に供給が受けられるような状態にないものについては、これを指定電気通信設備から除外すべきではないと考えられ、一方、競争的に供給が受けられるようになったものは除外すべきと考えられる。第一次答申本文においてその旨について誤解のないよう、記述を明確化することとする（第3章第3節3(2)）。</p>
<p>意見34 DSLAMやルータも指定電気通信設備に含めるべき。</p> <p>56 接続事業者は実際の接続において、設備をコロケーションする第二種サービスだけでなく、中継階梯でNTT地域会社と接続する第一種サービスを利用することも多いことから、NTT地域会社の設置するDSLAMやルータも含め、全体として指定設備とすべきと考えます。</p> <p>（JT）</p> <p>57 接続事業者は、自らの設備を東西NTTの建物にコロケーションする接続形態の他、東西NTTの設置設備を用いた県内網、例えば地域IP網を利用するケースも多いことから、DSLAMやルータも指定電気通信設備に含めたいと考えます。</p> <p>（TTNet）</p>	<p>考え方34</p> <p>接続事業者において市場で調達することも十分容易と考えられるDSLAMやルータ等については、指定電気通信設備の範囲外とするが、これらと介して指定電気通信設備と接続する場合のコロケーションに関するルールについては、指定電気通信設備について整備されているコロケーションのルールを適用することが適当と考えられる。</p>

<p>意見 3 5 指定電気通信設備との間接的な接続についても コロケーションルールを準用するが、サーバ等につ いては対象外とすべき。</p>	<p>考え方 3 5</p> <p>コロケーションルールの適用対象 は、現在接続に必要な装置であるか 否かによって決められており、その 範囲で非指定設備を介して間接的に 指定電気通信設備と接続する場合に も同様の考え方が踏襲されるべきと 考えられる。</p>
<p>58 非指定設備との接続についても、NTT東西が設置する DSLAMやOCNルータ等と他事業者回線等との接続の ように、当該設備を介した接続が指定設備との間接接続に 必要不可欠であれば、他事業者伝送系装置のコロケーショ ンについて、現行同様指定設備への接続にかかるコロケー ションルールを準用する考えです。</p> <p>しかしながら、指定設備と間接的に接続する他事業者設 備が全て含まれるとなると、NTT東西ビルに設置する必 然性が乏しい他事業者のサーバ等も該当することとなりま す。これらについては、『私的自治』の原則の中で、扱う べきものと考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>考え方 3 6</p> <p>接続の義務は平成9年の電気通信 事業法の改正により全ての第一種電 気通信事業者について既に規定され ている。第一次答申(草案)では、 これに加えて指定電気通信設備にお いてデータ伝送のために用いられる 電気通信設備を含めることを提言し ている。</p>
<p>意見 3 6 役務や指定電気通信設備に関係なく、支配的事 業者の接続の義務を法律に明記すべき。</p>	<p>考え方 3 6</p> <p>接続の義務は平成9年の電気通信 事業法の改正により全ての第一種電 気通信事業者について既に規定され ている。第一次答申(草案)では、 これに加えて指定電気通信設備にお いてデータ伝送のために用いられる 電気通信設備を含めることを提言し ている。</p>
<p>59 役務や指定電気通信設備に関係なく支配的事業者のネッ トワーク要素(中継系伝送路設備を含む)に関しては、支 配的事業者に接続の義務を法律に明記すべきと考えます。</p> <p>(MCIワールドコム)</p>	<p>考え方 3 7</p> <p>今回の検討によって指定電気通信 設備の範囲が見直された後に、長期 増分費用方式が適用されることにな っている機能においてその適用が解 除される訳ではない。</p>
<p>意見 3 7 指定電気通信設備の範囲の見直し後も従来どお り長期増分費用方式により接続料は算定されるもの と理解。</p>	<p>考え方 3 7</p> <p>今回の検討によって指定電気通信 設備の範囲が見直された後に、長期 増分費用方式が適用されることにな っている機能においてその適用が解 除される訳ではない。</p>
<p>60 中継伝送路設備等の扱いに関して賛成致しますが、 の設備について答申草案通り、役務に関わりなく設備自 体にボトルネック性が認められた場合であっても、従来通 り長期増分費用方式によって接続料は算定されるものと理 解しております。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>考え方 3 7</p> <p>今回の検討によって指定電気通信 設備の範囲が見直された後に、長期 増分費用方式が適用されることにな っている機能においてその適用が解 除される訳ではない。</p>

第 章 光ファイバ設備の細分化（アンバンドル）

3 考え方

意見38 NTT東西の姿勢として光ファイバを自主的に開放するが、「光IP接続サービス」等については既存のボトルネック設備との接続と異なる扱いとすべき。

61 NTT東西の姿勢として、光ファイバを他の通信事業者に自主的に開放することを表明し、アンバンドルされた形態での提供に関しても、現在、要望事業者とIRU契約を含め協議を行っているところです。

なお、NTT東西としては、「光IP接続サービス」等の新サービスについては、ネットワーク構成や提供条件等様々な創意工夫が必要であり、そのため、試行しながら提供していくこととしていますので、方式等が確立された既存のボトルネック設備との接続と同様な扱いとなると新サービスの提供や改良・発展等に支障をきたします。そのような新サービスの早期提供が困難となるような制約を設けることはお客様利便性向上の観点から問題があると考えます。

（NTT東日本・西日本）

考え方38

「既存のボトルネック設備との接続と同様な扱いとなると新サービスの提供や改良・発展等に支障をきたします」との意味が明確ではないが、適正な条件によるアンバンドルのルールが整備されることで、サービスの早期提供がNTT東日本・西日本と競争事業者の双方について実現されることが利用者の利便性向上の観点から重要と考えられる。

意見39-1 光ファイバ設備について、均一料金とすべき。

62 NTTの光ファイバ設備の提供を受けた場合、地域毎に料金水準が異なるとユーザ料金策定に関し影響があると考えます。

ユーザに対しても安定的な料金で提供を行うためにも、それぞれ東西NTT地域会社の範囲内では、地域毎に料金差を設けない均一料金とするべきであると考えます。

（KDDI）

考え方39

地域毎に異なる接続料の設定については、平成13年初頭より審議会において検討し、結論を得ていくこととする。

意見39-2 光ファイバ設備の提供にあたっては、開始当初から地域別料金を許容すべき。

63 光インフラの料金は、競争下で各事業者の投資インセンティブが十分働くルールの下で決定されることが必要であり、長期増分費用方式の適用外とすることは勿論のこと、実際費用方式の下でも、地域別料金を含めた市場価格で提供していくことが必要。

したがって、「光ファイバ設備に係る接続料については、事業者の新規投資インセンティブを失わせないことに留意」との答申草案の考え方には賛成。

今後光インフラで提供されるサービスは、ユニバーサルサービスの対象外であるとともに、競争下で提供されていくことから、開始当初から地域別料金を許容することが必要。

<p>(注) IT特別部会答申草案においても、「ユニバーサルサービスとされる加入電話等以外の通信料金については、競争環境下において、市場原理に基づき設定されるものであり、地域別料金格差を設けることは一概に否定されない」とされている。 (NTT持株)</p> <p>64 光ファイバ設備は今後競争環境の中でいろいろな工夫をしながら新たに構築していくこととなることから、地域ごとに設備構築に必要なコスト、必要な設備量、需要等が大きく異なることも想定され、そのコストに応じた料金を設定することが合理的であると考えられ、料金の設定方法として全国均一を義務付けることには問題があると考えます。 (NTT東日本・西日本)</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>意見40 NTT東日本・西日本において、光ファイバ設備の利用の際、必要な情報開示をしていく。他事業者等においても同様の情報開示を行うべき。</p> </div> <p>65 他事業者がNTT東西の光ファイバ設備をご利用いただく際、必要となる情報については開示していくことを考えております。 ただし、情報開示にあたっては、情報のセキュリティ確保に加え、その内容、実施方法等により必要となるコストも区々となることから、その負担方法についても検討が必要であると考えます。 また、光の情報開示については、NTT東西単独の情報開示ではなく、敷設距離等を見た場合、加入者系光ファイバに関して、他事業者がNTT東西の約2倍を保有しており、加入者系と中継系を合計した値でも、他事業者がNTT東西を上回っていること及び、他事業者・事業体等については、既に商用ベースで提供している実績があることから、真の競争実現を目指す目的として、他事業者等においても同等の情報開示を行うことが公正競争条件に叶うものと考えます。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>考え方40</p> <p>指定電気通信設備たる光ファイバ設備の敷設状況に関する情報開示の具体的内容や手続については、早急に省令改正等の手続に着手し、その中で詰めていく必要がある。 情報開示は全ての光ファイバ設備について意義があると思われるが、現時点では、最低限の措置として指定電気通信設備について十分な情報開示が行われる必要がある。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>意見41 ダークファイバを介したCTFにおける横つなぎについて明示を要望する。</p> </div> <p>66 内容について、賛同いたします。しかしながら、下記に述べるCTFにおける「横つなぎ」について、明示していただきますよう要望いたします。 ＜ダークファイバの横つなぎの例＞ 下記の接続が可能となった場合、A事業者-B事業者間において、接続用伝走路の構築が容易となり、接続事業者のネットワークの柔軟な構築が促進される上、伝送容量の変更の際、NTT地域会社の稼働は不要となります。</p>	<p>考え方41</p> <p>指定電気通信設備たる光ファイバ設備がCTFにおいて折り返す形態での接続についても、指定電気通信設備との接続に関するルールが適用されると考えられる。メタル設備についてMDFで折り返す伝送路との接続について実例もあり、光ファイバ設備についても、接続事業者の請求に応じて同様に実現されるべきで</p>

<p>(図略) (J T)</p>	<p>あると考えられる。</p>
<p>意見 4 2 N T T 局外の任意区間についても光ファイバ設備を細分化して提供可能としていただきたい。</p> <p>67 光ファイバ設備の細分化に当たっては、 N T T 局 C T F から加入者区間、 N T T 局間に加え、 <u>N T T 局外の任意区間についても提供可能</u>として頂きたいと考えます。 事業者の自助努力により光ファイバ設備を構築する場合であっても、物理的に設備構築ができない区間（橋梁区間等）もあり、その場合は特定区間のみ提供を要望するケースがあると考えます。 このような局外の任意区間であっても、既設のクロージャ等を介するなど運用面でも支障がない範囲であれば提供に関しても全く問題ないことから、今回の接続ルールの見直しの際に、担保していただきたいと考えます。 (K D D I)</p>	<p>考え方 4 2</p> <p>N T T 東日本・西日本の局舎に収容されない光ファイバ設備のアンバンドルについては、その需要動向等について現時点では明確でないため、光ファイバ設備のアンバンドルのための省令改正手続を通じて、この扱いにつき結論を得ていく必要がある。</p>
<p>意見 4 3 光ファイバ設備について、非差別的に透明に取り扱われるように、 I R U 等の個別契約は容認しがたい。</p> <p>68 公正競争を促進するために、 N T T 東西両地域会社が所持する光ファイバ設備は、 N T T グループ内外に係らず、非差別的に取扱われることが重要であると考えます。 従って、 N T T 東西両地域会社が所持する光ファイバ設備につきましては、不透明に取扱われないためにも、 I R U 等の個別契約は容認しがたいと考えます。 (K D D I)</p>	<p>考え方 4 3</p> <p>I R U は従来より電気通信事業法の規制の対象外となっている。</p>

第 章 接続料と利用者料金との関係
第 1 節 接続料と定額的な利用者料金等の水準

3 考え方	
意見	当審議会の考え方
<p>意見 4 4 利用者料金と接続料との関係について正式な形で開示すべき。内部相互補助について問題があるときには是正措置が図られるべき。</p> <p>69(a)各役務の基本料・通信料等の区分毎における利用者料金と接続料との関係については、未だに正式な形で公表されたことはありません。早急に開示し、内容のチェックが行われるべきと考えます。</p> <p>(b)また、接続会計の結果は、NTTの接続会計報告では、小売りコストを含めるNTTユーザーサービスが提供できないことを示しています(管理部門=黒字、利用部門=赤字)。詳細な内部相互補助チェックにおいて問題点が明らかになった場合、接続料金とユーザー料金両者については是正措置を図ることを明示すべきと考えます。</p> <p>(JT)</p>	<p>考え方 4 4</p> <p>平成11年にNTT東日本・西日本が行った利用者向け料金と接続料との比較については、当審議会答申を通じて公表されたところであるが、NTT東日本・西日本自身においても今後公表することが適当と考えられる。</p> <p>接続会計結果については、指定設備管理部門が黒字、同利用部門が赤字という結果であり、長期増分費用方式の導入等による接続料の引下げと、経営効率化を通じた赤字解消とを求めているところである。</p>
<p>意見 4 5 市内通話についても利用者料金と接続料との関係を検証すべき。</p> <p>70 お考えに基本的に賛同いたしますが、「通信料」という大括りの区分における「利用者料金と接続料との関係」では不十分と考えます。</p> <p>何故ならば、市内競争が促進しないことが特に問題であり、その原因が「利用者料金と接続料との関係」であるか否かは、「市内通話」という細かい区分でないと検証できないからです。是非とも、競争が促進していない領域にスポットを当てられるように比較される区分は細かくしていただき、少なくとも音声伝送役務における「市内通話」の区分は設けるべきと考えます。</p> <p>(TTNet)</p>	<p>考え方 4 5</p> <p>利用者料金と接続料との関係の検証においては、サービス競争を行う市場領域の範囲を適宜考慮してその区分単位を捉えていく必要がある。</p>
<p>意見 4 6 NTT東日本・西日本は既に十分な情報開示を行っている。</p> <p>71 NTT東西は、従来より、接続会計の報告・公表に加えて、役務別収支についても報告・公表していること、及び「接続料算定に関する研究会報告書」の提言を受け、平成11年度の接続料認可申請に際し、NTT東西利用者料金と接続料の水準を役務別損益ベースの基本料・通信料等の区分毎に比較し、両者間に内部相互補助がなされていないことを検証し、郵政省に報告を行っており、既に十分な情報開示</p>	<p>考え方 4 6</p> <p>NTT東日本・西日本の行う情報開示については、郵政省に報告を行っている接続料と利用者料金の比較の内容について公表を行うこと等、従前のやり方に加えて行うべき改善の余地がなお存在している。</p>

<p>を行っているものと認識しており、新たな規制は必要ないものと考えます。 (NTT東日本・西日本)</p>	
<p>意見47-1 指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者について、接続条件の設定を自社サービス開始前に行うことを義務として規定すべき。</p> <p>72 答申案において、「指定電気通信設備を設置する事業者においては、自社のサービス開始より前に、或いは少なくともほぼ同時期に接続条件の設定を行うよう努めるべきである。」(p.32)とされていますが、当社はこれを単なる努力規定に止めず、指定電気通信設備を有する事業者に係る義務として規定することが適当と考えます。 また、ここでいう「自社のサービス」については、試験役務として提供されるサービスも含めることを明示すべきと考えます。さもなければ試験役務に係るサービスが脱法的に利用される可能性が生じます。 (C&W IDC)</p> <p>意見47-2 接続料の規定や協定の締結がなければ、利用者料金を設定できないとされるならば、ユーザ利便の観点から問題が生じる。</p> <p>73 基本的な接続機能ではない付加的なサービスや新しいサービスについては重要な競争手段として各事業者が市場において創意工夫を発揮して提供すべき分野であり、これに対する規制は、必要最小限とする必要があります。 サービス提供にあたっての他事業者との間の公正競争条件確保については、標準的な接続箇所における、技術的条件及び各機能毎の料金等の接続約款への規定、指定設備の機能の変更又は追加の計画を有する場合の郵政省への届け出及び自主ルールとしての円滑な接続に必要となるインターフェースの開示で十分であると考えます。 仮に、接続料の規定や協定の締結が無ければ、利用者料金を設定できないとされるならば、NTT東西の新サービス開発のインセンティブが損なわれること、及び県内サービスの早期実現を要望されるお客様のニーズに応えられず、ユーザ利便の観点から問題が生じると考えます。 また、各事業者の接続要望は多岐にわたり、標準的接続箇所以外を含むその全てのケースを事前に想定し、アンバンドル機能の提供条件を定め、予め設備的な準備をすることは現実的に不可能であり、要望に応じて設定していくべきものと考えます。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>考え方47</p> <p>NTT東日本・西日本が他の利用が不可能な機能を用いてサービス提供を行うことは公正競争条件の確保の上から問題が多い。 指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が自社のサービスを提供するときの接続条件の設定との先後関係については、試験役務の場合も含めて接続条件の方を先にするか、ほぼ同時期とすべきであり、NTT東日本・西日本に努力を求めることが適当である。</p>
<p>意見48 利用者料金と接続料との間の「逆転」について調査と是正措置を行うべき。</p>	<p>考え方48</p> <p>接続料の水準が利用者料金の水準</p>

<p>74 答申案において、「利用者料金が接続料の水準を下回ることは、一般的には公正競争上適切ではないと考えられる。」(p.31)とありますが、現状すでにこれに当てはまるケースが生じています。このような状況が生じていることが判明した場合、速やかに変更命令等を行い、是正することが必要です。</p> <p>また、答申案においては、東西NTTの利用者料金と接続料の関係について「検証を継続し、接続会計において内部相互補助がなされていないか、NTT東日本・西日本においてこれに関する情報開示を行い、社会的な評価を仰ぐべき」(p.32)とありますが、これは適当ではありません。御省は電気通信事業法第92条による電気通信事業者に対する調査権を有していることから、これを用いて東西NTTに対し情報の開示を求め、積極的な調査を行うことが適当と考えます。</p> <p>このほか、指定電気通信設備を有する事業者以外との接続においても、移動体通信事業者との接続において、弊社のサービス提供に係る料金を、そのサービス提供に係る接続料の水準が上回り、逆鞘となっている事例があります。このような場合においても、裁定の申請等に応じて速やかに調査を行い、必要に応じて変更命令発出し、是正することが必要です。</p> <p>(C&W IDC)</p>	<p>を不当に上回って公正競争を阻害している虞がある場合には、必要に応じて郵政省において調査を行い、意見申出等に応じて不適切な料金については是正を求めていくことが必要である。</p>
<p>意見49 プライスキャップ規制が導入されたので、利用者料金と接続料金の関係を個々の料金ごとに議論するのは不適切。</p> <p>75 NTT東西の主要なサービスの利用者料金については、平成12年10月よりプライスキャップ規制が導入され、実際の費用の水準と関係なく、音声・専用それぞれのバスケット単位で値下げを義務付ける規制が導入されており、バスケットの中の個々の料金体系について、基本的には市場にあわせて事業者の経営判断による弾力的な料金設定が可能とされています。</p> <p>従って、利用者料金と接続料金の関係を個々の料金ごとに議論するのは不適切であり、新たな規制は必要ないものと考えます。</p> <p>なお、米国でもインピュテーションルールの適用をFCCは義務付けておりません。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>考え方49</p> <p>プライスキャップ制が導入されたことは、競争阻害的な料金が許容されたことを意味するものではなく、個々の料金についても公正競争条件確保の議論の対象になり得る。</p>
<p>意見50-1 定額サービスについては、現行の接続料体系で問題はない。</p> <p>76 定額サービス等を含め利用者料金体系は、各事業者が自らリスクを負って創意工夫し決定するものであります。既に他事業者の中には、インターネット接続料と通話料をバンドルした定額的なサービスを提供している事業者もあり、現行の接続料の体系でも定額的な利用者料金とすることが可能であります。従って、交換機のコストが通信回数</p>	<p>考え方50-1</p> <p>NTT東日本・西日本自身のように交換機を使用して定額的なサービスを行っていく需要は存在している。従量制の接続料が適用される場合に定額的な利用者料金を設定することが困難となることは明らかであり、定額的な接続料が必要ないとす</p>

<p>と時間に比例することを勘案すると、現行の接続料金体系で問題はないと考えます。</p> <p>また、一次答申草案のように、必ずNTT東西の定額サービスと接続料を同様な料金体系としなければならない義務を課されるならば、NTT東西の新サービス開発のインセンティブを損なうものとなります。</p> <p>加えて、接続料は、長期増分費用方式の導入により、毎年大幅に値下げが行われること、また定額的なインターネット接続サービスについては既にフレッツISDNやADSLサービスなど、交換機を使用しないサービスが普及していくと想定される上に、諸外国でも一般的な接続料に定額制を導入している例は無いと聞いていることから、その点からも、新たな体系は必要ないものと考えます。</p> <p>なお、仮に交換機を介する通信に対して、定額の接続料を設定する場合には、料金システム等の改造にかかる費用の検討の他、交換機等のネットワーク等への影響等技術的検討が必要であると考えております。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>る論拠に乏しい。</p>
<div data-bbox="194 882 967 987" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>意見50-2 定額の接続料の設定の提言に賛成。新サービス提供前に接続条件を定めるべきとの考えも支持。これらの設定時には意見招請が行われるべき。</p> </div> <p>77 答申案では、指定電気通信事業者が「定額的な利用者料金を設定している部分については、適切な方式によりこれを下回る水準で定額の接続料が設定される必要がある」と提言されているが、弊社はこの考えに賛成する。また、指定電気通信事業者が新しい利用者向けサービスを提供する場合には、サービスの提供開始前にこのサービスとの接続料など接続条件を定めるべきだとする考えも支持する。この接続条件の設定にあたっては、事前に接続条件案を公表して広く意見を求めるべきである。東西NTTが近い将来予定している「光・IP接続サービス」についてもこの措置が取られることを希望する。</p> <p>(レベルスリー)</p>	<p>考え方50-2</p> <p>指定電気通信設備との接続に関して接続約款において設定される定額の接続料等の接続条件の認可にあたっては、広く内外から意見招請が行われるべきことは言うまでもない。</p>
<div data-bbox="194 1541 967 1758" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>意見51 NTT地域会社は指定設備利用部門が赤字であるにもかかわらず割引サービスを提供しており、問題。これら割引サービスを他事業者へ着信させないことは公正競争を阻害している。フレッツISDNのように接続条件が設定されないまま、広範囲でサービスを展開させることは競争を阻害する。</p> </div> <p>78 内部相互補助の疑い</p> <p>地域通信市場において、平成10年度の接続会計で指定設備管理部門が4,665億円の黒字、指定設備利用部門が2,336億円の赤字であり、NTT地域会社の小売サービスが卸売事業である相互接続料金と比して安価に設定されているケース(以下1)参照)が見受けられ、内部相互補助が行われていると考えざるを得ないと考えます。</p> <p>1) 割引サービス(テレホーダイ、タイムプラス、iアイ</p>	<p>考え方51</p> <p>従量制の接続料の支払いを求める事業者に対して、定額的な料金の着信を行わないこととすることを排除することは、赤字によるサービスの提供を義務付けることとなることから慎重であるべきであるが、定額的な料金に関する公正競争条件の確保の為に、適正な水準の定額の接続料の設定を義務付けることは意義があると考えられ、第一次答申(草案)にあるとおり、その実現に向けた詳細の検討を平成13年の前半より行うこととする。</p>

プラン等)

NTT地域会社(特にNTT西日本)は、現在の指定設備利用部門の利益が赤字にもかかわらず、地域通信サービスでNTT東日本と同額の料金を設定し、且つ割引サービス(テレホーダイ、タイムプラス、アイアイプラン等)まで導入しております。これは、事業者にNTT西日本の割引サービスからの損失等から起因する赤字を転嫁していることになると考えます。また、地域通信サービスの割引後の料金と相互接続料金を比較した場合には、割引後の小売料金が安価になるケースも存在します。

定額制的接続料の設定

定額的な接続料金の設定の要否に関し議論する前に、割引サービスの問題性の核心は、NTT地域会社が割引サービス(テレホーダイ、タイムプラス、アイアイプラン等)を他通信事業者の電話番号への着信呼に対して適用しないこと、つまりNTT地域会社(支配的通信事業者)の反競争的行為にあるという点に着目する必要があります。支配的事業者が地域通信市場の独占性を利用したサービスを他事業者へ着信させないことは、公正競争を阻害しているため、公正競争上の問題を早急に解決する必要があると考えます。

仮にNTT地域会社が定額的な接続料金の設定をする場合は、NTT地域会社が提供するiアイプラン、テレホーダイ、タイムプラス等の割引サービスは従量制と定額制が入り交じった料金設定であり、今年から導入される従量制接続料金に関する長期増分費用算定方式、事業者間精算方式等との関連性や影響に関し十分な議論をなす必要があると考えます。NTT地域会社の定額制的接続料金についても、非効率を排除し、かつ、定額制的接続においてもNTT地域会社に対して他事業者が十分に競争力を有する接続料金を早急に設定する必要があると考えます。結果として、NTT地域会社以外の通信事業者の顧客は、その選択により、従量制または定額制のサービスが競争的な価格にて受けられるようにすべきであり、これを確保するためには、非効率を排除したかたちでの従量制および定額制の接続の組み合わせを実現すべきと考えます。

また、NTT地域会社の圧倒的なシェアに基づく支配的地位に着目し、NTT地域会社の顧客間のみで適用される割引定額料金が、これと競合する他通信事業者の定額サービスを市場から排除する性質のものでないことを確保することが必要であると考えます。

利用者向けサービスの提供と接続条件の設定

現在、NTT地域会社が提供しております“フレッツi”に関し、当初サービス提供を試験サービスとして、東京、大阪という広範囲で提供を開始されておりました。省令での試験サービスの適用要件に利用者の範囲を限定する必要性が規定されているにもかかわらず、東京、大阪という広範囲は、弊社の業務エリア以上の広範囲であり、省令上の利用者の範囲限定に該当するのかが相当曖昧であります。このように、支配的事業者が利用者向けサービスの提供をする場合に、接続条件が設定されないまま、本格的サ

ービスと同等の広範囲での試験サービスを展開させることは、公正な競争促進を阻害することになります。よって、支配的事業者が利用者向けサービスの提供をする場合には、事前にパブリックコメント等により接続条件等につき公開された場で十分議論される必要があると考えます。
(MCIワールドコム)

第 章 接続料と利用者料金との関係

第 2 節 事業者向け割引料金（キャリアズレート）の拡大

意見	当審議会の考え方
<p data-bbox="196 405 967 479">意見 5 2 キャリアズレートを公衆網にも適用すべきとの考え方に賛成。</p> <p data-bbox="188 517 967 622">79 キャリアズレートの設定を専用役務だけでなく公衆網にも適用すべきという答申案の考え方に賛成する。 (レベルスリー)</p>	<p data-bbox="983 405 1118 439">考え方 5 2</p>
<p data-bbox="196 703 967 808">意見 5 3 キャリアズレートには電話 / I S D N の加入者回線部分を含めるべき。又、これと利用者料の逆転が生じないようにしていただきたい。</p> <p data-bbox="188 846 967 1323">80 東西 N T T が提供する事業者向けの割引料金（キャリアズ・レート）については、合理的で非差別的な提供条件であることを担保する必要があると考えます。 東西 N T T の地域通信網における事業者向けの割引料金（キャリアズ・レート）の導入については、地域通信市場の競争の進展において有効な手段であると考えます。 従って、当該キャリアズレートには、電話 / I S D N における加入者回線部分（各種付加サービスを含む基本料金等）も含まれる必要があると考えています。この際、競争事業者が市場参入可能となるよう、当該キャリアズレートとお客料金との逆転が生じないようにしていただきたいと考えます。 (K D D I)</p>	<p data-bbox="983 703 1118 736">考え方 5 3</p> <p data-bbox="983 775 1437 954">加入者回線部分を含めること等、公衆網における事業者向け割引料金（キャリアズレート）の設定の具体的な態様については、引き続き審議会において詰めていく必要がある。</p>
<p data-bbox="196 1397 967 1503">意見 5 4 事業者間の取引は自由とすべき。但し、公益事業等からの参入に対しては公正競争条件の整備を進めるべき。</p> <p data-bbox="188 1541 967 2047">81 事業者間の取引形態の制約を撤廃し相対でのネットワーク調達・再販を可能にするとともに、中継系のように代替可能なネットワークに関する接続料金規制の撤廃を要望します。 キャリアズレートの適用対象について、本草案 3 3 ページの記述では、指定電気通信設備に限定されているのか、第一種電気通信事業者の設備全般を指しているのかが不明確ですが、原則として、事業者間取引は自由とすべきであると考えます。この点は、平成 1 2 年 1 0 月 2 3 日付の弊社意見でも述べたとおりです。 あわせて、情報通信産業のポータレス化に鑑み、他産業とりわけ公益事業から情報通信事業への参入に対し、クロスサブ禁止等の公正競争条件の整備を進めるべきと考えます。</p>	<p data-bbox="983 1397 1118 1431">考え方 5 4</p> <p data-bbox="983 1469 1437 1682">接続等の事業者間取引は、公正競争条件が確保される中で、円滑に行われるようにする必要があり、市場支配力を有さない事業者間の接続については一定の条件の下で届出制とすることを提言している。</p> <p data-bbox="983 1693 1437 1872">公衆網における事業者向け割引料金（キャリアズレート）の設定の具体的な態様については、引き続き審議会において詰めていく必要がある。</p> <p data-bbox="983 1883 1437 2047">なお、第一次答申（草案）では、事業者間の役務提供において接続料を適用すべきとのエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズの意見が引用されており、これを修正する</p>

<p>なお、草案33ページに「事業者間の役務提供において接続料を適用すべきとの意見が提出された。（…エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ）」という記述がありますが、上記のとおり、弊社の主張は事業者間役務提供の原則自由化です。その中で相互接続によるものも、現行の「ブツ切り役務」から事業者向け役務提供の形態に移行することを提言したものです。したがって、草案33ページの事業者意見の記述を次のように修正して頂きたいと考えます。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">「事業者間の役務提供については自由な取引を可能にするべきとの意見が提出された。（…エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ）」</p> <p>（NTTコミュニケーションズ）</p>	<p>必要性は認められないが、同社の関連の意見を追加的に記載することとする。（第2章第2節2）</p>
<p>意見55 キャリアズレートの設定による競争の促進とユニバーサルサービスの維持に関して、全体としての議論がなされるべき。</p> <p>82 公衆網におけるキャリアズレートの設定については財務に与える影響が大きいこと、及びNTT東西にはユニバーサルサービスの提供が課されていることから、キャリアズレートの設定による競争の促進とユニバーサルサービスの維持に関して、全体としての議論がなされるべきであり、その結果を踏まえて検討すべきものと考えます。</p> <p>（NTT東日本・西日本）</p>	<p>考え方55</p> <p>公衆網における事業者向け割引料金（キャリアズレート）の設定の具体的な態様については、引き続き審議会において詰めていく必要がある。</p>

第 章 その他

1 接続関連費用の負担の考え方	
意見	当審議会の考え方
<p>意見 5 6 追加機能は今後も個別負担とすることを明確化する必要がある。</p> <p>83 他事業者要望により追加する機能に関わるコストについては、追加機能の投資回収の観点から、現在と同様に L R I C 導入後についても「網改造料」、あるいは追加機能の利用見合いで設定する「新たな網使用料」として当該機能の利用事業者が個別に負担することを明確化する必要があると考えており、N T T 東西の過度なコスト負担とならないよう十分に配慮していただきたいと考えます。 (N T T 東日本・西日本)</p>	<p>考え方 5 6</p> <p>追加機能の費用が当然に個別負担の対象となるものとは考えられず、適正な負担方法について引き続き審議会において検討を行っていくこととなる。</p>
<p>意見 5 7 「基本機能」の定義を明確化すべき。</p> <p>84 前回の意見でも述べさせていただきましたが、基本機能の定義が明確化されていないため、現在でも以下の設備について、N T T との間で問題となっております。</p> <p>具体的問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DSM-I ・ 多数事業者間インタフェースを利用した接続形態における事業者間精算機能（精算情報に基づく、アクセスチャージ請求を適正な事業者に区分する機能） <p>従って、以上 2 点の設備につきましては、今後具体的スケジュール等を取り決めていただき、<u>早急に接続ルールの場で基本機能が否かについて、明確にしていきたい</u>と考えます。</p> <p>また、今後このような問題が起こらないように、基本機能の定義を明確化する必要があると考えます。 (K D D I)</p> <p>85 早急に「網改造料（個別機能）」「網使用料（基本機能）」の範囲に関する再検証を行い、どこまでを利用に応じた負担とするかについてパブリック・コメント方式によって利害関係者から広く意見を求めていただきたいと考えます。 (T T N e t)</p>	<p>考え方 5 7</p> <p>D S M - I や事業者間精算機能等、「網使用料」によって費用を回収すべきか否かについて対立がある設備を含め、「網使用料」と「網改造料」との区分の妥当性について、来年の審議会における審議において最終答申に向けて検討を行うこととする。答申本文においてもその旨を明示することとする（第 章 1）。</p>

2 ISDNから電話への同番移行

意見58-1 ISDNサービスを行う事業者と競争事業者の公平性のために追加コストを競争事業者に押し付けるべきではない。

考え方58
電話からISDNへの同番移行と異なる形でISDNから電話への同番移行を行うことは公正とは言い難い。ISDNから電話への同番移行の確保については、長期増分費用モデルの中では既に機能として含まれていることも踏まえ、今後検討を進めるべきである。

86 ISDNサービスを行う事業者と競争事業者の公平性が問われており、その運用面での実現の徹底の議論である筈が、すりかえにより、新たな機能の追加コストを強制的に競争事業者に押し付ける案に至る論理が不明である。採算度外視の交換機ソフト開発負担を産業全体に分担させることによって、ブロードバンドIPによる変革の遅延を図ろうとする新たな試みとも見える。
(東京めたりっく)

意見58-2 ISDNが電話への同番移行の実現には費用回収が出来ることが前提である。

87 従来、いわゆる「同番移行」は、電話からISDNへの移行需要の拡大に対応し、お客様利便の向上の観点から実施してきており、妥当な対応であったと考えます。
しかしながら、既存ISDNユーザがDSLサービスを利用したいという要望が今後多く出てくることも想定されることから、これに対応するために、同一番号によるISDNから加入電話への移行のためのシステム開発に取り組んでいくこととします。
なお、本機能を実現するためには相当の開発期間と費用が必要であり、優先接続機能及び番号ポータビリティ機能と同様、対処に係わる費用の回収ができることが前提であると考えます。
(NTT東日本・西日本)

3 網機能提供計画

意見59 網機能提供計画については、制度自体のあり方等制度全般に渡って十分議論されるべき。

88 IT革命を推進する観点から、技術革新が早まる中、新技術導入の円滑化を図り、新サービスの利用者への早期提供を可能とするためには、現行の網機能提供計画の制度見直しは必要と考えます。今後の具体的な検討にあたっては、網機能提供計画の対象とすべき必要性の検討のみならず、網機能提供計画の運用実績や、日本の相互接続に係る標準化スキーム及び網機能提供計画以外のNTT東西の情報開示状況を踏まえて、制度自体のあり方等制度全般に渡って十分議論されるべきものと考えます。

指定設備との相互接続に必要な情報開示（提供）については、TTC等の標準化機関や事業者間フォーラム等において意見反映等が可能なこと及びNTT東西における自主的な情報開示等により十分対応可能であることから、二重の公表手続きとなる網機能の他事業者意見反映等のための事前開示は不要と考えます。

（NTT東日本・西日本）

考え方59

網機能提供計画についての再検証においては、これまでの運用実績を十分踏まえて、その必要性等を吟味していく必要がある。

4 接続ルールの見直し	
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見 6 0 「今後検討」とされた事項の結論を得る時期と検討の場を明確にすべき。</p> <p>89 今回、「今後検討」とされた事項については、その結論を得る時期を明確にし、引き続き検討の場を設けるべきと考えます。具体的には、来年度の接続約款変更（料金等の大幅な変更）時期に間に合うように検討が行われるべきと考えます。 （JT）</p>	<p>考え方 6 0</p> <p>今後の検討の進め方については本答申の本文において明記することとする。 （第 章第 1 節 3 (3) 、第 章 3 (5)、第 章第 1 節 3 (1) 、同第 2 節 3 (2)、第 章 2 ）</p>
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見 6 1 接続制度の定期的な見直しを行うべき。</p> <p>90 光ファイバのアンバンドル等の重要課題であると考えられるものについては、毎年度見直し、それ以外の問題については、2年に1度見直す等の期間の短縮が必要と考えます。また、これに伴ない、新たな法的整備も必要と考えます。 前回の弊社意見（「接続ルールの見直しについて（平成12年10月23日付）」～P.23～）でも述べさせていただきましたが、現行の接続ルール上の「早急に見直すべき問題が生じた場合には、次回の見直し時期を待たずに、個別に対応していく必要がある。」については、より公正な競争を図るためにも、引き続き担保するべきと考えます。 （KDDI）</p> <p>91 接続制度を定期的に見直すにあたっては、当分の間毎年見直すべきである。 （レベルスリー）</p> <p>92 当社としては2年後が適当であると考えます。その間においても、これまで実施してきたように、接続約款の申請・認可時に省令で実施できる範囲内で随時実行していくべきと考えます。 （JT）</p> <p>93 答申案において、接続制度の定期的見直しの必要性が述べられていますが、当社もこれに賛同します。次回以降の見直し時期に関しては、電気通信事業分野の変化が非常に早いことを鑑みると、今回のように「3年後」ではなく、今後の見直しは1年ごとに行うというように、より短期間で継続的に行うことを定めることが適当です。 また、見直しを行う時期については、適宜法令及び省令改正を行うためのスケジュールを鑑み、毎年度初頭に十分な期間を確保してパブリックコメントを招請して行うことを制度化することが適当です。 （C&W IDC）</p>	<p>考え方 6 1</p> <p>接続制度は平成14年度を目途として再度見直すこととし、その後も当分概ね2年毎に見直しを行っていくこととする。又、早急に見直すべき問題が生じた場合には、次回の見直し時期を待たずに、個別に対応していくこととする。 以上の旨を本答申の本文においても明記することとする。 （第 章 5 ）</p>

<p>意見 6 2 接続ルールの見直しに係る意見招請期間を長期化し、当局側の対応と透明性確保を図るべき。</p> <p>94 今回の接続ルール見直しに係る意見招請の期間は実質 2 週間しか与えられておらず、このように重要な制度改革に係る意見招請期間としては短期間に過ぎるものと考えます。通常 4 週間、これが不適當な場合でも最低 3 週間以上の期間を確保し意見招請を行うことが、重要な制度改革にあたり一般国民及び関係事業者等の意見を十分に反映させるために必要であると考えます。</p> <p>また、パブリックコメント制度の運用に際しては、必ず提出されたコメントに対する政策当局の考え方が示されねばなりません。さらに、その考え方に対する再意見への当局側の対応がなければパブリックコメント制度は有効に機能することはありません。</p> <p>この他、議論の透明性及び公正性を確保するため、接続ルールの見直し等を議論する場である電気通信審議会及びその下に組織される各種委員会並びに研究会の議事録を公開することが適當であると考えます。 (C & W I D C)</p>	<p>考え方 6 2</p> <p>今回の接続ルールの見直しに当たって、意見招請期間は第 1 回（平成 1 2 年 1 0 月）が 1 4 日間、第 2 回（同 1 1 ・ 1 2 月）が 1 8 日間設けられたところであり、検討スケジュールとの兼ね合いを考慮しつつできるだけだけの期間を今後とも確保していきたい。</p> <p>今回の意見招請において提出された各意見については、当審議会において考え方を整理して公表している。又、電気通信事業部会の議事録や配布資料を公開する等、手続の透明化を図っているところである。</p>
<p>意見 6 3 急速な環境変化を踏まえ、より各事業者の創意工夫が発揮できるサービス競争が実現できるような方向で、規制緩和の観点に立った「接続ルール」の見直しが必要。</p> <p>95 中継系他事業者による相次ぐ市内参入、 I S D N over D S L や V O I C E over I P などの新技術の出現、 C A T V インターネットの急進など、電気通信市場におけるシステムやサービスの変化は激しく、従来のシステムやサービスの概念では適切に対応することが困難になってきています。また、今後更にその変化は急速に加速するものと見込まれます。</p> <p>このような急速な環境変化を踏まえ、より各事業者の創意工夫が発揮できるサービス競争が実現できるような方向で、規制緩和の観点に立った「接続ルール」の見直しが必要と考えます。 (N T T 東日本・西日本)</p>	<p>考え方 6 3</p> <p>第一次答申（草案）では、端末系伝送路と一体として提供される電気通信設備について、音声伝送やデータ伝送等の役務の種類により指定電気通信設備に該当するか否かを決していた現在の方式を改め、電気通信市場における変化に応じて公正競争条件を担保で切るような枠組について提言を行っている。</p>
<p>意見 6 4 接続ルールの見直しの際に、米国の政策項目について実現していただきたい。</p> <p>96 「 I T 革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての特別部会」において東西 N T T の業務範囲について議論されていますが、東西 N T T の業務範囲の拡大を議論するのであれば、弊社のこれまでの主張に加え、実態として地域通信市場の競争を促進させるため、接続ルール見直しの際に、例えば次頁、次々頁の項目</p>	<p>考え方 6 4</p> <p>接続ルール等競争政策の見直しは、米国の法令如何とは関係なく、必要に応じて行っていく必要がある。</p>

についても、実現していただきたいと考えます。（既に主張しているものの、実現していない項目も含まれています。）
（KDDI）

(その他)	
意見・質問	考え方
<p>意見65 NTT東日本・西日本の第一マンホール以遠の管路・とう道について提供義務を課すべき。</p> <p>97 現行の接続ルールでは、東西NTTの所有する管路・とう道について第一マンホールまでが「接続に必要不可欠な設備」として義務的提供区間と規定され、接続約款にその提供料金額が定められている。しかし、第一マンホールより先は一般提供区間とされ、提供義務は課されていない。提供条件は基本的に交渉で決定されるが、通常は東西NTTが決めた条件で提供される。</p> <p>歴史的に見れば、NTTが管路・とう道を建設する際には、第一マンホールよりNTTの通信用建物に近いところであろうと、遠いところであろうと、公益事業特権によって道路にこれらの施設を建設できたことに変わりはない。したがって、東西NTTの所有する管路・とう道は、第一マンホール以遠でも義務的提供区間として接続約款でその提供条件を明確に規定するか、提供義務を東西NTTに課す新しい規則を策定すべきである。</p> <p>(レベルスリー)</p>	<p>考え方65</p> <p>NTT東日本・西日本の管路・とう道の内、指定電気通信設備との円滑な接続に必要であるものについては、接続ルールの一環として提供義務が設定されている。それ以外のものの利用については、当審議会において、「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について」の諮問を受けて、線路敷設権に関する議論の中で取り扱われている。</p>
<p>意見66 NTT東日本・西日本の情報開示を進めるべき。</p> <p>98 現在、コロケーションに対する料金及び標準調査期間等に係る東西NTTの接続約款の変更が諮問されているところですが、接続の円滑化のためには、低廉かつ短期間での実施が可能となる必要があります</p> <p>今回の見直しに関する弊社の意見は別に述べるものですが、基本的な考え方として以下の3点が上げられます。</p> <p>(イ) 東西NTTの費用情報の開示による適正な費用の算定</p> <p>(ロ) 詳細な調査項目の開示等により、事前調査期間を必要最低限とすること</p> <p>(ハ) コロケーションに係る費用及び標準調査期間の定期的な見直しの実施と、そのために必要な情報を東西NTTが定期的の開示すること</p> <p>(C&W IDC)</p>	<p>考え方66</p> <p>情報開示は極力進めていく必要があり、これに関する制度の改正も必要に応じて行っていく必要がある。</p>
<p>意見67 工期を短縮し、短縮工事のときの割増工事費について法律で規制すべき。</p> <p>99 標準工期としてNTT地域会社と相互接続点を新設する場合は、申込から12ヶ月、相互接続用伝送路を増設する場合は、申込から11ヶ月(申込は、毎年5月と9月の2回のみ)であり、事前交渉を含めると1年以上を要しております。実際に、NTTコミュニケーションズとの相互接続伝送路の増設は、3ヶ月程度にて実現されており、昨今</p>	<p>考え方67</p> <p>工事期間の短縮に向けた努力は今後も必要と考えられ、短縮の為に追加料金を支払う義務も接続事業者には存在しない。</p>

の通信トラフィックの伸びや新規参入事業者の増加を考えますと、NTT地域会社との相互接続にこのような長期間を要することは、事業展開への大きな障害となっており、申込受付期間及び工期の短縮をすべきと考えます。また、NTT地域会社に、この標準工期の短縮の要望をした場合には、短縮工事費及び緊急対策工事費の名目で法外な工事費を要求されます。標準工期を6ヵ月以内の短縮の場合は、短縮工事費、6ヵ月以上の短縮の場合は、短縮工事費と緊急対策工事費が請求され、接続回線数によっては、数億円の費用が必要となります。このような独占事業者による競争促進を阻害する事項につき、法律にて規制すべきと考えます。

(MCIワールドコム)

意見68 接続約款別表2接続形態についても届出の対象とするなど、事業者全体により一層の規制緩和が必要。

100 NTT東西としても、自由なビジネス展開の促進に資することから手続の簡素化は賛成致します。

しかしながら、その検討対象は市場支配力を有さない事業者間の接続協定のみならず、接続約款別表2接続形態(以下「別表2」といいます。)についても届出の対象とするなど、事業者全体により一層の規制緩和が必要であります。

(理由等)

NTT東西は、これまで他事業者の個々の要望に基づいて、平成10年3月の接続約款制定以来本年11月に至るまで、別表2の追加で延べ23回認可申請を行い、認可頂いております。別表2の追加はNTT東西の指定設備との接続の条件の変更によるものではなく、他事業者の新サービス開始及び新規事業者や多数の事業者間の接続開始に伴い利用者に対する責任等を明確にするため、利用者料金設定事業者や利用者料金請求事業者等の変更がそのほとんどとなっております。よって、今回議論となっているボトルネック性や市場支配力とは無関係の接続約款の変更であることから、迅速に多彩な接続の形態を実現するためには他事業者間の接続協定と手続の簡素化のため同様の規制緩和を行なっていただくことが必要と考えます。

また、他事業者の新サービス及び新規事業者との接続において、NTT東西の指定設備を多数事業者間の相互接続で利用する場合にサービス開始前に接続約款の認可を待つこととなり、折角の規制緩和の趣旨が生かされないことにもなります。

(NTT東日本・西日本)

考え方68

接続形態に関しては、接続約款の中でも規定内容が複雑に亘り、手続を煩瑣としている面がある一方で、これにより料金設定権の所在について一定の担保手段となっている面がある。

これについては、届出対象について検討し結論を出していく必要がある。

意見69 長期増分費用方式と実際費用方式との並存等により設備構成の切り替えが生じ、費用回収が困難となりかねない。費用回収とモデルを見直す必要がある。

考え方69

市場における行動のシグナルが適

101 他事業者の市内参入に伴い、要望に基づき回線増設を行っているが、予測どおりにトラヒックが生じないケース、頻繁に設備構成を切り替えるケース及び撤退するケース等では、NTT東西の投資に伴う費用の回収が困難となります。

現在、その回収方法については、当事者間にて交渉しているところではありますが、接続ルールの中で具体的な指針が示されることを求めます。

(NTT東日本・西日本)

102 モデルと実際の設備構成が異なることにより、モデルによる接続料金水準(仮想的な料金水準)を前提として、他事業者がIC接続(概ね県単位で一ヶ所の接続)により市内参入を行うことが可能になる等、競争のフレームワークが大きく変化し、NTT東西の経営も大きな影響を蒙るものと考えております。特にIC接続のモデル上のコストと実績コストが大きく乖離していることに問題があると考えております。また、市内参入に伴い、他事業者要望に応じてモデルが想定していないGC~IC間の回線増設等が必要となり、新たな設備投資によるリスクが発生するおそれも生じますので、このコストが確実に回収されることが必要であると考えております。モデルの見直しに当たっては、現実的なものとなるよう強く要望します。

(NTT東日本・西日本)

切なものとなることで不測のリスクが頻繁に生じることでトラヒック増の減退や設備構成の過度の切り替えを生じないようにする必要があります。長期増分費用方式が導入されない部分における指定電気通信設備においてもできる限りの効率化に努め、接続料の低廉化を実現する必要があります。

長期増分費用方式が中継伝送共用機能の接続料について導入される一方で、中継伝送専用機能の接続料が実際費用方式で算定されて十分な低廉化が見込まれない場合には、GC接続とZC接続との間で非効率的な切り替えが生じかねないため、中継伝送専用機能の接続料への長期増分費用方式の導入について検討を進めると共に、設備の効率化等を通じてその実際費用方式により算定される接続料の低廉化に向けた努力が行われるべきである。

意見70 管路・とう道は指定電気通信設備かどうかをはっきりすべき。

103 まず、指定電気通信事業者の保有する管路とうどう設備、並びに、加入者宅内の管路設備を指定電気通信設備に指定するのかどうかをはっきりするべきである。現在、指定電気通信設備は、指定電気通信事業者の目の前の第一マンホールまでの管路とうどう設備と限定しているが、道路渋滞と歴史的に構築されてきた地中設備の複雑な構造により、現実的なコストで再構築不可能な地中管路設備をもって、競合する事業者が事実上現実的なコストで網構築できないようにすることにより、都市の交通機能を人質にして指定電気通信事業者による事業支配を永遠に可能にしているのは、独占禁止法に照らして問題ではないか?

今回の接続約款の改正は、指定電気通信設備の範囲を、電気通信事業法施行細則第二十三条の四、(指定電気通信設備との接続に関する接続約款認可の基準)の3、並びに、サービスの貿易の自由化条約第四議定書に抵触している虞がある。

また、もし、今回の接続約款の改正が、指定電気通信設備の範囲について、電気通信事業法施行細則第二十三条の

考え方70

管路・とう道は指定電気通信設備ではない。

四（指定電気通信設備との接続に関する接続約款認可の基準）の3に抵触していないとすれば、電気通信事業法施行細則第二十三条の四（指定電気通信設備との接続に関する接続約款認可の基準）の3は、サービスの貿易の自由化条約第四議定書に抵触している虞がある。

まず、不可欠な設備の範囲についてひとつ、明確にしておきたい。指定電気通信設備と、公衆電気通信の伝送網又は伝送サービスに係る設備における、「不可欠な設備」というふたつの用語の間にどのような関係があるのか、あるいは無いのか？ まず、この点について明確な説明が頂きたい。電気通信事業法、並びに、電気通信事業法施行細則の指定電気通信設備の範囲には、指定電気通信事業者の加入者一般にいたる管路とどう設備は、指定電気通信設備に含まれているのかいないのか？

ところが、指定電気通信事業者の接続約款、並びに今回の改正接続約款では、不可欠設備の範囲を指定電気通信事業者の通信建物から工事可能な最も近いマンホールまでと規定しています。また、今回の改正接続約款の改定案では、浩然と、不可欠設備の範囲をあたかも、指定電気通信事業者の通信建物から工事可能な当社の指定する最も近いマンホールまでと指定している。

電気通信事業法施行細則第二十三条の二において、指定電気通信設備の基準等について定められているが、その規定の中には、指定電気通信事業者の通信用建物から最も近い工事可能な当社の指定するマンホールを示唆する条項はどこにも無い。

また、不可欠な設備とは、サービスの貿易に関する一般協定第四議定書では、次のように規定されている。

「不可欠な設備」とは、次の(a)及び(b)の要件を満たす公衆電気通信の伝送網又は伝送サービスに係る設備をいう

- (a) 単一又は限られた数のサービスの提供者によって専ら又は主として提供されていること
- (b) サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと

と定義している。

また、サービスの貿易に関する一般協定第四議定書では、

「主要なサービスの提供者」とは、次のいずれかの結果として、基本電気通信サービスに関連する市場において(価×格及び供給に関する)参加の条件に著しく影響を及ぼす能力を有するサービス提供者を言う

- (a) 不可欠な設備の管理
- (b) 当該市場における自己の地位の利用

と定義している。

まず、御省が、不可欠設備の範囲をどのように考えているのかお聞かせいただければ幸いです。特に、

1. 指定電気通信事業者の不可欠設備の範囲を、指定電気通信事業者の設備と、他の事業者の相互接続の為に不可欠な、指定電気通信事業者にもっとも近いマンホールまでの設備の事を言うのか

2. 指定電気通信事業者の設備において、加入者へのアクセスを構成するために、再構築が現実的に不可能な、その独占が ATM600Mbps における費用のように、独占による弊害が略奪的収奪の機会を構成する、加入者へのアクセスにおいて不可欠な設備を意味するのか

それを、まず、明確にできないものでしょうか？

不可欠設備の範囲だが、加入者への電気通信役務を提供する再構築不能な事実上の不可欠設備として、指定電気通信事業者の管路とうどうと、加入者宅の導入管路を含む、すべての管路設備を含めるべきである。

郵政省の事業法においては指定電気通信事業者の「不可欠設備」(指定電気通信設備)の範囲として、管路とうどうを含んでいるが、「指定電気通信事業者の接続約款」においては、不可欠設備の範囲の解釈を相互接続に不可欠な設備の範囲*1と曲解し、指定電気通信事業者にもっとも近いマンホールまでの設備についてのみ、約款で定められた料金で貸し出され、その直近のマンホールより以遠は、再取得価格をベースに、約款ベースの価格費用の10倍以上の価格費用で貸し出されているのが実情である。これでは、巨額の貿易赤字を背景に、米国政府が、5年間も掛けて交渉してきた日本の電気通信への競争環境の実現はすべて絵空事である。

これは、サービスの貿易の自由化条約第四議定書に違反している。

さらに、長期増分費用モデルにより、仮想的なローカルコンペティションが実現できていることを留保するためには、長期増分費用モデルの有効性を検証できるように、指定電気通信事業者の管路を、接続約款ベースのコストで借用して、競合する電気通信事業者が、指定電気通信事業者と差別的でない条件で、指定電気通信事業者から借りた管路設備の上に構築することによって網構築できることが必要である。(図1) 米国では、連邦通信法(第224条)において、公益事業者は、電気通信事業者等に対して、電柱・管路等への非差別的なアクセスを提供することが義務付けられている。日本の指定電気通信事業者の、線路設備への差別的なアクセスは問題である。

長期増分費用モデルを接続料に導入する限り、指定電気通信事業者の管路とうどうを、簿価ベースで使用して、CLECが、回線を自ら建設できる道を確認していなくては、長期増分費用を導入しているとはいえない。

設備コストを自ら建築した場合とその、自ら建設したインフラを適当な掛け率で実効年限で減価償却した償却費用に保守費用と適切なマージンを加えて算出される自ら、「増分費用」をベースに構築したファイバー設備の利用料と、指定電気通信事業者から回線を借り受ける費用との間には、何らかの裁定の働く接続料のコスト構造でなくてはならない。そのような、裁定が働くように競合する事業者が同じコスト構造で網構築できる道を残しておくことは、長期増分費用モデルの接続料への導入による、二重インフラ投資へのインセンティブを抑える働きになる。

WTOに加盟する第四議定書を批准している日本以外の東アジアのすべての国々において、電力事業者や通信事業者の管路とうどう設備は、他の競合する通信事業者にコストベースで貸し出されている。その費用は、一条のみの管路を再構築するコストをもって産出されるコストによって貸し出されているわけではない。日本がかくのごとく世界に遅れをとっているのはそのような公正取引に基づいた非対称規制を行っていないからである。

(筒井)